職員の給与に関する報告

平成24年9月

川崎市人事委員会



24川人委調第286号 平成24年9月28日

川崎市議会議長 大島 明様川崎市長 阿部孝夫様

川崎市人事委員会 委員長 金 作 幸 男

職員の給与に関する報告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別 紙のとおり報告します。

目 次

別紕	報 1	告 職員の給与等の実態 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
	1	M以び加丁寺の天広	1
	2	民間の給与等の実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3	民間給与との比較	4
	4	物価及び生計費	5
	5	人事院勧告の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	6	本年の給与の改定	8
	(]) 月例給	8
	(2	 期末・勤勉手当 ····································	9
	(3	3) その他の課題	9
	7	人事管理に関する報告及び意見	10
	(]) メンタルヘルス対策	10
	(2	2) パワー・ハラスメントに対する取組	11
	(3	3) 高齢期の雇用の在り方	12
	(4	.) 時間外勤務の縮減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(5	5) 両立支援制度の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(6	5) 人材の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(7	') 市民からの信頼確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	8	おわりに	17
4	-17 .	2/re 101	1.0

別紙

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所 の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条 件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員(9,864人、平均年齢41.5歳)の平均給与月額は396,912円(給料331,878円、扶養手当9,302円、地域手当41,864円、その他13,868円)となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員(5,920人、平均年齢40.6歳)の平均給与月額は397,698円(給料331,969円、扶養手当7,785円、地域手当41,970円、その他15,974円)となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている本年度の新規学卒の採用者を除いた職員 (5,812人、平均年齢41.0歳) の平均給与月額は401,310円 (給料334,793円、扶養手当7,930円、地域手当42,348円、その他16,239円)となっている。

【参考資料第1表~第9表(18~74ページ)参照】

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事

業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の449事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表~第22表 (76~91ページ) 参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で206,866円、短大卒で181,051円、高校卒で168,812円となっている。

【参考資料第11表 (77ページ) 参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種ごとの平均支給額は、参考資料 第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表 (78~87ページ) 参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で49.0%、高校卒で24.6%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を据置きとした事業所は、大学卒で83.8%、高校卒で71.3%となっている。

【参考資料第13表 (88ページ) 参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は79.9%であり、その平均支給月額は配偶者15,244円、配偶者と子1人の場合22,002円、配偶者と子2人の場合

27,914円となっている。

【参考資料第14表 (88ページ) 参照】

(5) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は65.0%であり、そのうち借家・借間居住者に対しては98.2%の事業所が支給しており、自宅居住者に対しては77.7%の事業所が支給している。

【参考資料第15表(89ページ)参照】

(6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞 与等の特別給は、所定内給与月額の3.97月分相当となっている。

【参考資料第16表 (89ページ) 参照】

(7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップの慣行のない事業所の割合は70.3%、ベースアップを中止した事業所の割合は21.7%となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は6.1%と昨年から減少している。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は79.1%となっている。

【参考資料第17表・第18表 (89・90ページ) 参照】

(8) 昇給制度の状況

参考資料第19表に示すとおり、一般の従業員について、昇給制度を設けている事業所は83.9%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所は80.3%となっている。

【参考資料第19表 (90ページ) 参照】

(9) 冬季賞与の配分状況

参考資料第20表に示すとおり、民間事業所の冬季賞与の配分における考課

査定分の状況については、部長級では51.4%、課長級では49.3%、一般の従 業員では40.8%となっている。

【参考資料第20表 (90ページ) 参照】

(10) 雇用調整の実施状況

参考資料第21表に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況を みると、平成24年1月以降に、34.3%の事業所で何らかの雇用調整を実施し ており、その措置内容は、採用の停止・抑制 (23.6%)、残業の規制 (14.6%)、部門の整理閉鎖・部門間の配転 (7.8%)等となっている。

【参考資料第21表 (91ページ) 参照】

(11) 賃金カット等の実施状況

参考資料第22表に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カット、 一時帰休・休業又はワークシェアリングを実施し、賃金を減額した事業所の 割合は、課長級では6.7%、一般の従業員では6.9%となっている。

また、賃金カット等を実施した事業所における平均減額率は、課長級では 3.9%、一般の従業員では3.1%となっている。

【参考資料第22表(91ページ)参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位:円)

項目	民間給与 a	職員の給与 b	較 差 $a - b$ $\left(\frac{a - b}{b} \times 100\right)$
行政職給料表(1)関係	401, 214	401,310	△96 (△0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 物価及び生計費

本年4月における「消費者物価指数」は、昨年4月と比べ全国、本市ともに 0.4%上昇している。

本委員会が「家計調査」及び「全国消費実態調査」を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で127,310円、2人世帯で183,840円、3人世帯で210,120円、4人世帯で236,390円となっている。

【参考資料第23表・第24表 (92~94ページ) 参照】

5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員(一般職)の 給与等について報告し、併せて昇給制度の改正について勧告を行った。その概 要は、次のとおりである。

1 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 月例給

給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差は△273円 (△0.07%)であり、従来、官民較差が小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には月例給の改定を見送っていること、給与減額支給措置による減額後は公務が民間を7.67%下回っていること、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に未曾有の困難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案して月例給の改定は行わない

(2) 期末・勤勉手当 (ボーナス)

公務の支給月数(現行3.95月)は、民間の支給割合(3.94月)と均衡しており、 改定なし

2 給与制度の改正等

- (1) 昇給・昇格制度の改正(平成25年1月1日実施)
 - ア 給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当 程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層に おける給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正
 - イ 昇給制度については、給与法を改正し、55歳を超える職員(行政職俸給表 (二)、医療職俸給表(一)は57歳を超える職員)は、標準の勤務成績では昇給 しないこととし(現行は2号俸昇給)、特に良好の場合には1号俸(現行は3号 俸)、極めて良好の場合には2号俸以上(現行は4号俸以上)の昇給に、それぞ れ抑制
 - ウ 昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇 格した場合の俸給月額の増加額を縮減
 - エ 今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な 対応について検討

(2) 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31 歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸 上位の号俸に調整

- (3) 地域間給与配分の検証
 - ア 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに2ポイント 台前半に収れん。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務 員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間 給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価
 - イ 今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等に ついて注視
- (4) 産業構造、組織形態の変化等への対応
 - ア 現在調査対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した 上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調 査から追加
 - イ 民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置する ことを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与 比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

3 国家公務員制度改革等に関する報告

- (1) 国家公務員制度改革についての基本認識
 - ア 国家公務員制度改革の理念と本院の認識
 - イ 国家公務員制度改革の経緯
 - ウ 国家公務員制度改革関連4法案の論点
 - (ア) 協約締結権付与に関する論点
 - (イ) 人事行政の公正の確保に関する論点

- (2) 高齢期における職員の雇用問題
- (3) 人事行政上の諸課題への取組

ア 能力・実績に基づく人事管理の推進

- (ア) 人事評価の適正な実施及びその活用
- (イ) 幹部人材育成・研修の在り方
- (ウ) 専門家の計画的育成
- イ 職員の勤務環境の整備
 - (ア) 超過勤務の縮減
 - (イ) 男性の育児休業取得の促進
 - (ウ) 配偶者の転勤に伴う離職への対応の検討

6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案すると、社会一般の情勢におおむね適応しているものと判断し、勧告を行うには至らないが、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について対応する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を96円(0.02%)上回っているものの、おおむね均衡していることが判明した。

行政職給料表(1)については、較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととする。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わないこととする。

諸手当については、民間事業所の各手当の支給状況等を踏まえると、今回 のような極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないこと から、改定を行わないことが適当である。

ただし、(3)で述べる課題については、別途検討する必要がある。

(2) 期末·勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合(3.97月分)が、職員の期末・勤勉手当の支給月数(3.95月分)とおおむね均衡していることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととする。

(3) その他の課題

ア 住居手当

本市の住居手当は、公舎への入居が一般的ではないという事情の下、職員の住居に係る費用を軽減する目的で設けられたものである。国では、住居手当のうち主に自宅の維持管理の費用を補塡する趣旨で支給されていたものは、その趣旨が定着しなかったことを理由に廃止され、他都市においても同様の動きが見られる。

今後とも住居手当については、市内民間事業所における支給状況、他都市の動向及び本市職員の住宅事情等の諸条件を考慮しながら、引き続き検討を行っていく必要がある。

イ 高齢層職員の昇給・昇格制度

本年、人事院は、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑えるための施策として、平成25年1月1日から昇給・昇格制度を改正することとする勧告及び報告を行った。その内容は、昇給制度では、原則55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないも

のとし、昇格制度では、最高号俸を含む高位の号俸を受けている職員が昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減するというものである。

地方公務員の給与制度については、国、他都市及び民間事業の従事者との均衡を図りながら設計されるべきものである。本件についてもこの基本的な考え方を踏まえつつ対応しなければならない。今後、昇給制度及び昇格制度のそれぞれの意義を改めて確認し、本市の実情を勘案した最適な形を積極的に検討していくこととする。

7 人事管理に関する報告及び意見

(1) メンタルヘルス対策

本市職員の平成23年度の長期療養者の疾病別状況は、「精神及び行動の障害」が54.7%を占め、近年高い割合で推移している。また、再発者の割合は前年度比で1.5倍に増加している。さらに、若年層の増加が顕著であり、この分野において年代別割合が1位となっていることや、新規相談者における割合が全体の55.1%を占めることなどが挙げられる。

本市においては、平成17年3月に「川崎市職員メンタルヘルス対策基本計画」を策定し、現在は平成23年3月に策定した第3次実行計画の取組を行っている。心の健康増進・予防対策としての1次予防対策、早期発見・早期対応・療養支援の取組を行う2次予防対策、復職支援・再発予防を行う3次予防対策と、各段階に応じて具体的な取組と関係者の役割を示している。これに基づき、本年3月には管理監督者向けに「管理監督者のためのメンタルヘルス対策の手引」、療養に入る職員本人向けに「療養・復職ハンドブック」及び療養中職員の主治医向けに「川崎市職員療養・復職の手引(医療機関用)」の作成・配布を行い、周知を図っているところである。

メンタルヘルス対策に終わりはなく、実行中の1次から3次までの予防対策はいずれも重要かつ有効な取組であるため、労働安全衛生法の改正の検討

状況など今後の動向を見据え、引き続き粘り強く取り組んでいただきたい。

なお、各段階の取組を効果あるものとするために、相談者からの相談内容の分析に努め、他都市での事例なども参考に適切な対応を検討することも重要である。

さらに、平成17年度から実施していた「ストレスチェック事業」の対象者を平成24年度からメンタルヘルス不調者の割合が増加している20歳台及び30歳台にその半数を割り当てた若年層への対策に加え、階層別研修の実施等により若年層を支援する課長や係長への配慮にも留意されたい。また、職員のメンタルヘルス向上のため、職員全体が主体となって各職場や安全衛生委員会などで健康保持増進についての対策を検討する機会を設けるなど、快適な職場環境づくりへの積極的な取組や職場のキーパーソンである管理監督者を含めた職員や関係機関の主導でメンタルヘルスを検討する機会を確保していくことが重要である。これらを実行しつつ、川崎市職員メンタルヘルス対策推進委員会において計画の進行管理を継続的に行いながら、「川崎市職員メンタルヘルス対策第3次実行計画」を着実に推進されたい。

(2) パワー・ハラスメントに対する取組

近年、職場の人間関係に起因する問題として「パワー・ハラスメント」が注目されている。ハラスメント行為は、これを受けた職員の人権が侵害され、メンタルヘルスや職場環境に悪影響を及ぼすもので、許されざる行為である。本年3月には、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が提言を取りまとめ、その概念、行為類型、必要な取組等が示された。本市においては、平成23年度からセクシュアル・ハラスメント相談窓口においてパワー・ハラスメントの一般相談も受け付け、平成24年度からは非常勤嘱託員の弁護士による専門相談での対応も可能としている。

パワー・ハラスメントは、一度発生するとその行為を受けた職員及び職場

環境のケア等に慎重な対応が求められ、また、その影響は大きい。そのため、まずは発生を防止することが肝要である。次に、問題が発生した場合の体制を整える必要があるが、職場の管理監督者及び服務相談員による相談体制、任命権者の相談窓口など整備は進んできている。その上で、パワー・ハラスメントを受けた職員が一人で抱え込まずに相談できる窓口を知らしめることが必要である。今後は、ホームページ、職員月報等による情報提供の充実や、研修等の機会を捉えてパワー・ハラスメントに関する意識の浸透を図ること等が求められるところである。

任命権者においては、職場環境調整義務があることを念頭に置いて、これまでの取組を確実に推進していただきたい。さらに、国や他の自治体の動向にも目を配りつつ職員が安んじて職務に精励できるよう、さらなる対策の充実を期待する。

(3) 高齢期の雇用の在り方

本年3月に政府は、「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」を明らかにした。その内容は、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴う無年金期間を考慮した雇用確保措置について、希望する職員は原則フルタイムで再任用すること等である。また、本年の人事院の国家公務員制度改革等に関する報告においては、これまでの動きを踏まえつつ、高齢期における職員の雇用問題について課題を整理し、必要な検討事項を示している。

この問題は、当然に本市においても重要な課題であり、国と異なる地方公務員制度や本市固有の事情があること等を考慮した上で、的確な制度・運用を構築していかなければならない。今後、国において検討が進められている新たな再任用制度で対応することとなった場合には、3年に一度60歳を超える職員が追加的に留まることとなる。新陳代謝を図り組織活力を維持しなが

ら職員の能力を十分生かしていくためには、人事給与制度及び人事管理など 多岐にわたって検討を行う必要がある。

平成26年度から無年金期間を考慮した雇用確保措置を講ずることを考えると、検討に費やせる時間はわずかである。今後も国や他都市の動向を注視しつつ、この問題に早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の増加は、職員の心身の健康に害を及ぼすのみならず、活力が低下することによって能率的な組織運営に支障を来すおそれがあることからも、その対策は極めて重要である。

本市においては、平成23年3月に策定した「第3期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」で「十分な生活時間の確保のために」と項目立てし、時間外勤務の縮減につながる取組を進めている。平成23年度は前年度と比較して1人当たりの時間外・休日勤務時間数は、割合にして6.7%、11.1時間減少している。全庁的な協議調整を要する計画の策定が一区切りついた影響があろう。また、東日本大震災の影響による業務量の増加を考慮すると、本市全体としては時間外勤務の縮減に対する任命権者の取組は一定程度達成している。

しかし、業務執行体制の検討が継続的に求められること、時間外勤務が月平均で100時間を超える職員が存在すること、職員の仕事と生活の両立を推進すべきこと等から、その縮減に向けた取組を強化推進する必要性は変わらない。管理部門においては時間外勤務の状況を把握し、時間外勤務の多い職場においては管理監督者等にヒアリングを行うなど原因を検証し必要に応じて抜本的な見直しを検討することが重要である。また、優れた取組事例を集めて公表し各職員に対して具体的に明示することなどは日常業務において職員自らが改善に取り組む良い契機になるものと考える。そして、管理監督者は、

自らコスト意識を持ちながら職場での勤務時間管理を徹底し、特定の職員に 業務が集中しないよう業務配分に配慮し、必要に応じた応援体制の整備を進 めるなど、職場の責任者として率先してリーダーシップを発揮していただき たい。

任命権者におかれては、効果的な業務執行体制の構築と業務量に見合った 適正な職員配置を通じた行政体制の再整備に加え、職員の心身の健康管理に 留意しながら、時間外勤務の縮減に向けた取組を強化推進されたい。

(5) 両立支援制度の推進

我が国において、少子化対策は重要な課題の一つである。安心して育児を行えるようにするには、育児支援の充実だけではなく、父親の働き方の見直しや育児への積極的参加を通じて、母親に偏りがちな育児の負担を軽減していく必要がある。

本市においては、平成23年3月に策定された「第3期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づく「職員子育て応援ガイドブック」及び男性職員の育児参加を促すために作成された「男性職員のためのすくすく子育てハンドブック」を本年3月に改訂し、各種制度の周知とより一層の利用促進を図った。平成23年11月には、新たな取組として育児を行う男性職員を対象とした研修の実施を通じて、男性職員の育児参加の啓発及び育児休業の取得の呼びかけを積極的に行ったところである。

この結果、本市における男性職員の育児休業の取得率は年々増加しており、 平成23年度は4.5%と対前年度比2.3%の増加となっているが、さらなる向上 のためには、職場における業務分担の見直し、代替要員の確保、気兼ねなく 育児休業を取得できる職場環境の整備等、より一層の配慮が重要である。そ のためには、今まで以上に育児休業制度等の周知徹底を図り、研修の参加等 を通じて職員一人ひとりの意識改革を進めていく必要がある。 少子高齢化が進む中で、職員が安心して自らの能力を発揮できるようにするためにも、仕事と家庭生活との調和を確保できるよう、任命権者におかれては、今後も引き続いて「第3期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」の着実な推進に取り組まれたい。

(6) 人材の確保・育成

本市を取り巻く社会情勢が大きく変化し、高度化する行政課題への対応が必要とされる一方、多様化する市民ニーズを的確に捉えた住民福祉の実現が求められている中においては、人的側面からの取組として、諸課題に主体的かつ実効的に取り組むことのできる優秀な人材の確保・育成は、ますます重要性を増している。

人材の確保については、より多くの受験対象者に職員採用試験への受験を促すために幅広い広報活動を行うとともに、人物面を重視した採用試験を実施するため面接試験の充実を図っている。具体的には、広報については、受験者が減少傾向にある技術系職員等の専門職の確保のため、職員採用説明会で紹介する職種を6職種から10職種に増やすことにより、専門職への受験勧奨を行ったところである。また、優秀な人材確保のために、面接員となる職員を対象とする面接技法講習会の内容を充実させることにより、面接試験において受験者の人柄や仕事への意欲等を見極め、正確な人物評価ができるよう努めている。

人材の育成については、本年3月に策定された「第3次川崎市人材育成基本計画」において、職員一人ひとりが主体的に自身の責務を自覚し、市職員としての将来像を具体化できるよう、めざす職員像をより明確化するとともに、求められる力を職位とその役割に応じてきめ細かく提示している。さらに、多種多様な職務経験を通じて得られる知識や実務能力が諸種の課題への的確な対応に重要であること、人材育成の中心的な役割を担う管理・監督者

においてもキャリア形成についての理解の一層の深化が求められていることに鑑み、人事異動や研修といった制度を有機的に連動させ、キャリア形成の取組を効果的に支援する仕組みとして再構築している。人事管理部門においては、本計画の着実な推進に努めるとともに、職員の意識向上や各職場の環境整備等により活発な人材育成が実施されるよう、全庁的な推進体制を活用した広報や組織単位の浸透に取り組まれたい。

また、多様な人材の確保を進める一方で、様々な経歴や経験を有する職員の入庁によってキャリアの多様化が見られるところであり、かかる状況下においては、めざす職員像の実現に向けた支援策も一様ではなく、個々のキャリアに応じた取組が求められる。本計画においても、職員のキャリアステージに連動した人材育成の取組が図られているところであるが、階層別研修の効果的な実施や、人事ジョブローテーションの運用、専門職・専任職といった複線型人事制度の一層の充実に引き続き取り組みながら、実情に即した運用の在り方について検討いただきたい。

(7) 市民からの信頼確保

行政に対する市民の信頼を確立するためには、高い公務員倫理と厳正な服 務規律の確保が不可欠である。

職員の不祥事防止については、全庁を挙げて取り組まれてきたところであるが、本年に入ってからも、公務員の信用を失墜させる不祥事が相次いでいる。一個人の行為が、結果として市政全体への不信感につながることとなり、誠に遺憾である。任命権者においては、より一層あらゆる機会を通じて公務員倫理の確保に取り組まれたい。

職員にあっては、一人ひとりが厳正な規律意識と高い倫理観を持ち、常に 全体の奉仕者であるとの自覚を持って職務に専念し、市民からの期待と信頼 に応えられるよう、職務に精励することを要望するものである。

8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義があり、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年は、職員の給与水準の改定は行わないこととしたが、本委員会は今後と も民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関とし ての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、職員の給与に関する報告及び勧告制度が果た している役割を理解され、適切に対応されるよう要望する。

参考資料

目 次

第1部 職	員の給与等の実態
第 1 表	給料表別平均給与月額18
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数 19
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布20
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布23
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布 ・・・・・・・・・・・ 25
第 7 表	扶養手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・ 71
第 8 表	住居手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・ 73
第 9 表	管理職手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・ 74
第2部 民	間給与等の実態
平成 2 4	年職種別民間給与実態調査の概要 ・・・・・・・・・・・・ 75
第10表	産業別、企業規模別調査事業所数76
第11表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給 ・・・・・・・・・・ 77
第12表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等 ・・・・・・・・・・ 78
第13表	民間における初任給の改定状況88
第14表	民間における家族手当の支給状況88
第15表	民間における住宅手当の支給状況 89
第16表	民間における特別給の支給状況89
第17表	民間における給与改定の状況89
第18表	民間における定期昇給の実施状況90
第19表	民間における昇給制度の状況90
第20表	民間における冬季賞与の配分状況90
第21表	民間における雇用調整の実施状況91
第22表	民間における賃金カット等の実施状況 ・・・・・・・・・・・・91
第3部 労	動経済指標
第23表	費目別、世帯人員別標準生計費92
第24表	労働経済指標93

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

r-							<u>(単位:円)</u>
区 分給料表	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合 計
行政職給料表(1)	331,969	7,785	41,970	5,976	9,994	4	397,698
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	334,793	7,930	42,348	6,055	10,180	4	401,310
行政職給料表(2)	326,642	13,542	40,822	6,577	_	0	387,583
医療職給料表(1)	495,863	10,100	88,121	7,800	81,511	153,030	836,425
医療職給料表(2)	329,586	3,369	40,765	5,085	6,749	0	385,554
大学教育職給料表	416,203	5,493	51,348	6,566	6,203	0	485,813
高等学校教育職給料表	418,699	12,057	52,119	7,028	3,577	0	493,480
消防職給料表	310,416	12,224	39,201	6,607	4,032	0	372,480
全給料表 (企業職を除く。)	331,878	9,302	41,864	6,166	7,281	421	396,912

企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	327,675	10,294	41,952	6,051	4,237	11,521	401,730
全給料表 (企業職を含む。)	330,960	9,519	41,883	6,141	6,616	2,847	397,966

- (注)1 数値については、平成24年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)。
 - 2 給料には平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。
 - 3 高等学校教育職給料表の給料には「教職調整額」を含む。
 - 4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、寒冷地手当の支給はない。
 - 5 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表 (1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)。

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

区 分給料表	適用人数	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	5,920	40.6	16.9
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,812	41.0	17.2
行政職給料表(2)	1,632	46.7	18.3
医療職給料表(1)	27	48.2	11.0
医療職給料表(2)	495	41.4	15.6
大学教育職給料表	29	46.6	6.2
高等学校教育職給料表	370	46.4	14.6
消防職給料表	1,391	37.6	15.5
合 計	9,864	41.5	16.7

企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	2,759	41.4	15.3
企業職を含めた総合計	12,623	41.5	16.4

第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分	3 1	(<u>単位:</u>) 学歴別職員数				
給料表	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
行政職給料表(1)	5,920	4,007	1,167	741	5	
行政職給料表(2)	1,632	159	177	1,158	138	
医療職給料表(1)	27	27	_	-	_	
医療職給料表(2)	495	378	107	10	0	
大学教育職給料表	29	27	2	0	0	
高等学校教育職給料表	370	349	7	14	0	
消防職給料表	1,391	811	180	399	1	
合 計	9,864	5,758	1,640	2,322	144	
構成比	100.0%	58.4%	16.6%	23.5%	1.5%	
			1	1		
企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	2,759	1,085	829	742	103	
企業職を含めた総合計	12,623	6,843	2,469	3,064	247	
構成比	100.0%	54.2%	19.6%	24.3%	2.0%	

⁽注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)。

第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表	行 政 職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
年 齢	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給 料 表
歳	人	人	人	人	人
18	1				
19	9				
20	23				
21	31				
22	61				
23	100			3	
24	114			7	
25	121			12	
26	126	2		13	
27	147			11	
28	135			15	
29	151	2		16	1
30	140	2		21	
31	147	2	1	15	
32	137	9	1	11	
33	167	15		15	2
34	181	16	1	24	
35	174	22		14	
36	208	32		9	2
37	214	48	1	15	1
38	201	50		16	1
39	238	59	1	6	
40	218	53	1	17	1
41	173	49	1	11	3
42	156	71	1	6	
43	223	86		13	1
44	154	101	1	12	
45	145	83		19	
46	154	81	1	23	
47	168	93		15	1
48	131	95	4	12	1
49	127	96		14	1
50	137	90	3	16	2
51	160	63	1	11	1
52 53	164	69		5	2
53 54	146	61	4	11	4
54	151	62	1	15	1
55 56	155	50		8	
56 57	150	43	0	20	4
57 59	130	50	2	12	1
58 59	142	40	1	17	
59 60 以上	110	37	4 1	15	9
00 以上	人	人	人	人	3 人
					X
計	5,920	1,632	27	495	29
		-			

高等学校教育職	消防職	計
給料表	給料表	百
人	人	人
		1
	8	17
	13	36
	12	43
1	34	96
	66	169
6	61	188
3	59	195
2	54	197
2	63	223
3	58	211
3	47	220
7	59	229
9	56	230
4	35	197
7	27	233
9	35	266
11	34	255
4	41	296
3	31	313
8	34	310
3	22	329
9	39	338
7	16	260
1	19	254
14	21	358
7	19	294
9	18	274
20	23	302
13	16	306
21	19	283
20	20	278
22	21	291
19	34	289
17	17	274
12	17	251
14	28	272
18	46	277
16	40	269
17	31	243
17	46	263
12	51	229
r	1	5
人	人	
370	1,391	9,864

企業職給料表	企業職を含
(上下水道・交通・病院)	めた総合計
人	人
	1
	17
	36
33	76
50	146
55	224
42	230
55	250
57	254
57	280
41	252
48	268
49	278
44	274
56	253
55	288
62	328
70	325
94	390
93	406
98	408
110	439
96	434
102	362
119	373
89	447
83	377
74	348
93	395
88	394
83	366
71	349
64	355
66	355
72	346
75	326
80	352
86	363
55	324
56	299
61	324
68	297
9	14
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	人
2,759	12,623

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

勤続年数				医療職	大学教育職
233/172 350	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
年	人	人	人	人	人
0	262	6	1	14	5
1	204	5	1	26	4
2	285	3	$\stackrel{\circ}{2}$	35	3
3	309	3	1	20	$\begin{bmatrix} 2 \\ 2 \end{bmatrix}$
4	197		4	15	1
5	134		-	19	2
6	117		2	15	2
7	123		1	15	3
8	112		1	14	
9	112	13	2	17	1
10	151	32	1	10	_
11	168	93	_	9	2
12	213	68	1	11	
13	140	95	-	9	
14	144	103	1	8	
15	123	111		16	
16	181	140		17	
17	179	143	3	14	3
18	209	114	1	11	
19	178	104	-	19	
20	157	138		15	
21	181	48	2	11	
22	139	85	_	12	
23	121	75		15	
24	124	63	1	7	
25	105	33		11	
26	101	31		6	
27	91	16		9	
28	100	20	1	10	
29	128	13	1	12	
30	100	9		3	
31	149	14		11	
32	173	14		12	
33	124	3		7	
34	134	12		14	
35	103	7		9	
36	76	1		7	1
37	74	5		5	
38	97	5		2	
39	41	2		3	
40	46	3			
41	15	1			
42					
43		1			
44					
45					
	人	人	人	人	人
計	5,920	1,632	27	495	29

高等学校教育職	消防職	
給料表	給料表	計
人	人	人
15	62	365
18	122	380
31	71	430
11	74	420
18	69	304
6	43	204
7	35	178
11	36	189
12	43	182
5	38	188
6	51	251
14	41	327
13	39	345
10	20	274
9	26	291
10	28	288
7	22	367
11	29	382
12	17	364
12	24	337
15	26	351
10	20	272
6	20	262
13	29	253
8 14	20 16	223 179
17	13	168
12	17	145
6	16	153
6	26	186
7	17	136
•	21	195
5	34	238
2	41	177
3	33	196
5	25	149
	15	100
1	53	138
2	21	127
	13	59
	18	67
	7	23
		1
		1
人	人	人
370	1,391	9,864
510	1,001	0,001

企業職給料表	企業職を含
(上下水道・交通・病院)	めた総合計
人	人
173	538
146	526
166	596
115	535
89	393
69	273
73	251
30	219
41	223
83	271
67	318
59	386
73	418
73	347
84	375
72 76	360
	443
84 114	466 478
98	435
75	426
82	354
92	354
74	327
75	298
61	240
46	214
40	185
47	200
27	213
20	156
38	233
43	281
34	211
28	224
31	180
29	129
40	178
40	167
23	82
18	85
11	34
	1
人	人
2,759	12,623
2,103	12,020

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

	1712(1)	(10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -	70714024	アない主(の	17.12 (1. 1.	,		(単位:人)
粉号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1							1	
2							-	
3								
4								
5								
6	_							
7	1							
8				1				
9								
10								
11	9			1				
12								
13	1			2				
14								
15	23			1				
16	1			1				
17				1				
18				2				
19	28			-				
20	2			3				
21	4			5	1			
22	1			2	1			
23	9			6				
23	2	1		7				
		1						
25	1	1		7				
26	1	2		5				
27	90	58		6		1	1	
28	10	42	1	8				
29	15	33		7				
30	10	19		10			1	
31	71	62		19		2		
32	10	33		7		2		
33	16			11		2		1
34	7	27	1	12		3	2	
35	83	40	3	13				
36	20	44	3	23		2		2
37	20	34	12	12		2 7	1	2 3 7 3 6 1
38	14	25	11	15		1		7
39	2	26	13	7		1	1	3
40	1	46	14	12		6	-	6
41		30	19	16		12	2	1
42		32	34	15	9	10	11	
43		33	40	15	2 1	13	8	4 1 1
44		40	23	15	1	17	6	1
45		31	29	13	1	18	8	1
		32	16	8		26		1 1 2 1
46 47		ა2	26	18	1 2 6	20 21	8 5 7	1
		29	20	18	2	21	5	∠ 1
48		43	25	12	6	32	7	1
49		39	34	20	3	20	8	
50		28	23	13	3	27	7	
51		27	28	16	20	15	5	1
52		30	17	18	12	20	9	

級								
号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		28	34	15	17	14	7	
54		40	23	7	11	25	6	
55		37	17	7	8	20	6	
56		49	16	8	9	20	10	
57		36	26	7	6	17	2	
58		38	18	27	9	19	1	
59		31	16	20	10	16	2	
60		50	24	14	17	14	3	
61		42	26	7	20	11	4	
62		44	21	15	15	8	4	
63		47	18	12	10	9	3	
64		52	21	13	18	7	2	
65		43	24	12	6	3	1	
66		43	21	10	16	4	_	
67		50	16	6	10	4		
68		49	15	12	8	1		
69		32	28	14	18	8		
70		40	16	15	12	6		
71		43	17	5	14	2		
72		26	18	12	21	4		
73		21	8	10	12	4 5		
74		11	12	6	16	2		
75		24	5	8	16	4		
76		16	7	7	17	8		
77		11	14	14	5	1		
78		7	16	8	8	1		
79		9	8	15	7	3		
80		8	16	11	4	2		
81		6	16	9	1	2		
82		4	4	14	1	2		
83		4	6	10	1	1		
84		4	7	7	2	1		
85		_	5	7	_	4		
86		4	9	7	1	_		
87		3	11	5	_			
88		1	11	4				
89		3	2	5				
90		1	2 3	6	2			
91		1	8	4	2 1			
92			6	7	-			
93			6	3				
94				4				
95		3	3 7	5	1			
96			12	6				
97		1	3	4				
98			4					
99			7	1 3 5	1			
100		2	9		1			
101		1	4	6				
102			3	6				
103		1	5	7				
104			3	11	1			

級	1	2	3	4	5	6	7	8
号給	1	۷	ა	4		Ö	1	8
105		1	1	6	3			
106			7	9				
107			7	15				
108			3	7				
109		1	8	5				
110			6	5				
111			1	8				
112			2	10				
113			1	5				
114			6	10				
115		1	8	9				
116		1	6	8				
117 118		9	8	12 13				
			1					
119 120			3 1	16 34				
120			1	34 11				
121			6	11				
122			2	13				
123 124			4	8				
125			2	1				
126			6	5				
127			3	6				
128			1	1				
129			4	1				
130			3	3				
131			6	2				
132			2	2 2				
133			3					
134			5	2				
135			5	2				
136			6	2				
137			8	1				
138			5					
139			12					
140			11					
141			7					
142			6					
143			12					
144			8					
145			5					
146			7					
147			5					
148			11					
149			130					
合 計	452	1,903	1,382	1,093	408	505	142	35
平均給料月額	183,979円	252,910円	359,381円	379,250円	424,713円	452,122円	488,844円	531,637円
平均年齢	23.4歳	32.3歳	44.7歳	45.3歳	51.2歳	52.7歳	54.9歳	56.7歳
(注)1 夕如	中の生殖は			卑た二十 / N		タギについ		

⁽注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)。 2 平均給料月額には、平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む(以下、第6表の各表について同じ。)。

行政職給料表(2	2) (機器の運転操作 業務並びに市立	た、庁舎の監視その他の 立学校の学校給食の業績	庁務及びこれらに準ずる 务に従事する職員に適用	(単位:人)
級	1	2	3	4
号給	1		Ü	1
1				
2				
3				
<u>4</u> 5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15 16				
16 17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	1	_		
28	1	1		
29 30	1	1		
31		1		
32		1		
33		1		
34	1	1		
35				
36		1		
37				
38	1	1		
39		0		
40 41		3		
42		1		
43		1		
44				
45		2		
46		2 3	1	
47		4	5	
48		2	1 5 2 13	
49		2 2 2 2 8	13	
50		2	9	
51 50		8	11	.
52		4	16	1

級	1	2	3	4
号給	1	<u></u>	J	7
53		3	19	
54		7	18	
54 55		3	18	
56			21	
57		6	16	1
57				
58 59		7	18	1
59		11	29	
60		5	29	1
61		9	15	4
62		11	31	1 5
63		10	26	5
64		15	23	4
65		12	21	3
66 67		11	32	3
67		13	33	
68		8	19	3
69		16	26	
70		12	22	4 5 2 3 1 2 1 5
71		16	29	9
72		11	23	2
73		24	29	ე
13		24		1
74		12	21	2
75		17	23	1
76		27	13	5
77		14	16	3
78		20	10	5
79		32	16	4
80		20	11	4
81		15	13	4
81 82		13	20	4 5
83		29	4	1
84		20	7	
85		9		1 5 5 2
85 86 87		11	9 7	5
00		11	3	
01		10		
88		5	10	3 2
89		5	10	3
90		5	6	$\lfloor 2 \rfloor$
91		6	5	4
92		5 3	2	3
93			1	1
94		1	5	3
95			3	2
96			5	2
97			9	3
98		1	6	2
99			1	3 2 2 3 2 2 2
100			5	1
101			7	2
101				2
102			2 5	
103			5	3
104			2	1

ΥIL				
- 級 号給	1	2	3	4
105			7	1
106			1	1
107			9	2
108			3	2
109			2	2 2 2 2 3
110			2	2
111			2 3	3
112			1	o .
113				1
114			2 3	2
115			3	_
116			1	3
117			4	3 3 2
118			3	2
119			2	2
120			2	3
121			1	0
122			•	1
123			3	1
124			4	1
125			3	2
126			1	1
127			4	1
128			1	
129			1	
130			3	
131			2	
132			1	
133			1	
134			5	
135			3	
136			3	
137			1	
138			1	
139			3	
140				
141			1 1	
142			3	
143			1	
144			3	
145			3	
146				
147			5	
148			1	
149			24	
合 計	4	534	936	158
平均給料月額	179,200円	276,049円	346,758円	382,203円
平均年齢	27.5歳	40.2歳	49.3歳	53.7歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

	I				(手匠:八)
級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
1 2 3 4 5 6 7					
0					
0 7					
7		1			
8					
9		1			
10					
11					
12		1			
12 13		_			
14					
15					
10					
16			-		
17			1		
18					
19					
20			1		
21					
22					
23					
24				1	
25				1	
25 26 27					
20					
21			1		
28			1		
29 30					
30					
31			1		
32					
33					
34				1	
35					
33 34 35 36 37 38 39				1	1
37				1	1
38			1		
20					
39					
40				4	
41				1	
42					
43					1
44				1	
45					
46			1	1	
47					2
48				1	
49				1	
50					1
50 51					1
51					
52					

級号給	1	2	3	4	5
53					
54				2	
55					1
56					
57				1	
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66				1	
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
合 計	0	3	6	12	6
平均給料月額	-	342,733円	449,100円	520,358円	570,200円
平均年齢	_	32.3歳	41.5歳	50.8歳	57.8歳

医療職給料表(2)

保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、 看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		3		2	4	4	
54		6	2		2	1	
55		5 5				1	
56		5	2	1		1	
57		4	3		3 2	2	
58		7	3	1	2		
59		3 5	3 3 2	1		1	
60		5		1	0	1	
61		1	4	1	2	0	
62 63		4 6	1	1 3	1	2 1	
64				ა	2	1	
65		4 2 6	1	2	2 2 3		
66		6	1	۷			
67		3	2		1 2		
68		3		2	2		
69		4	2	2			
70		1	1		1		
71		3	1	2			
72		3 3	1				
73				2			
74				2	2		
75		1		2			
76		1	1	1			
77				2 2 2 1 2 1 1 1			
78		1	3	1			
79				1			
80		1	3	1			
81					_		
82			1	2	1		
83			-	2			
84			1 2	2 2 2 2 1			
80		1	2				
87		1	2	1			
85 86 87 88							
89							
90			2				
91				1			
92				1 1			
93			2				
94		1					
95			2	1			
96							
97				2			
98			1	1			
99		1	1				
100			-				
101			3				
102			1				
103			1	1			
104			2				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105		1		1			
106		-		-			
107			2				
108				2			
109							
110							
111			1	3			
112			1				
113				0			
114 115				2			
116				2			
117				2 2 3 2 1			
118				1			
119			1	2			
120				2 2 1			
121			1	1			
122				2			
123				2			
124			3	2 2 2 2			
125				2			
126							
127			1				
128							
129 130							
130							
132			1				
133			1				
134			1				
135							
136			1				
137							
138			1				
139			1				
140							
141			1				
142			1				
143 144			1				
144			1 2				
145			2				
147							
148							
149			12				
合 計	20	186	122	94	32	37	4
平均給料月額	200,330円	250,009円	362,315円	386,605円	421,744円	450,405円	483,150円
平均年齢	26.1歳	32.2歳	46.5歳	47.8歳	50.1歳	54.2歳	57.8歳

級	1	9	3	4
号給	1	2	S	4
53				1
54 55				
55		1	1	
56				
57	1			
58				1
59				
60				
61	1			
62				
63				
64				
65	2	1		
66				
67				
68				
69				1
70			1	
71				
72				
73	1		1	
74 75			1	
75			1	
76 77				
77			1	
78 79				
79				1
80				1
81 82		1	1	
82				
83				
84 85 86 87				
85				
86			1	
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

級 号給	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				1
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
合 計	8	6	8	7
平均給料月額	316,163円	384,933円	446,538円	522,671円
平均年齢	35.6歳	44.3歳	50.3歳	57.0歳

「高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、) 高等学校教育職給料表

級	1	2	3	4	5
号給	1	2	Ü	1	O O
57		2 2 2 4			
58		2	1		
59		2			
60	1	4			
61		1			
62		1 2 2			
63		2			
64					
65		3			
66					
67		2	1		
68		$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \\ 4 \end{array}$	1		
69		1			
70	1				
71	1	9		1	
72		2		1	
73	2	2 2 2 1 3			
74	۷	<u> </u>	n		
75		1	2		
75 76		ა	۷ ا	0	
76			2 2 1 2 1 2	2	
77		4	2	1	
78		1	1		
79		1	2		
80				1	
81		4	4		
82		1		1	
83		$\frac{1}{2}$	2		
84		2			
85			4	7	
86			1		
87		2	2		
88		3	1		
89		2 3 2 2 3	1 3 2 2 1 2		
90		2	3		
91		3	2		
91 92 93		6	2		
93		4	1		
94		1	2		
95					
95 96		1 2 2	3		
97		2			
98		1	1		
99		$\frac{1}{2}$	3		
100			2		
101		5	1 3 2 1		
102		2	2		
103		2	2		
103		5 2 2 1 2 3 2 2 2	1		
105		9	1		
106		2			
107		ე ე			
107		2			
108		2			
110		3			
110		3			
111		1 5			
112		5			

級	1	2	3	4	5
号給		0			
113 114		2 2 3			
115		2			
116		3			
117		4			
118		1			
119		9			
120		3			
121		6			
122		4			
123		3			
124		6			
125		3			
126 127		4 5			
127		4			
128		4			
130		6			
131		3			
132		3			
133		3			
134		5			
135		1			
136		4			
137		1			
138		4			
139		3			
140 141		3			
141		1			
143		9			
144		2 2			
145		4			
146		2			
147		4			
148		5			
149		2			
150		6			
151		2			
152		2 2 2 2			
153		2			
154 155		2			
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
合 計	4	298	50	13	5
平均給料月額	282,282円	407,856円	468,341円	485,477円	503,981円
平均年齢	34.3歳	45.0歳	52.1歳	55.7歳	57.4歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表 (消防長及び消防吏員である職員に適用)

_								<u> (平世·八)</u>
級	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2 3								
3	1							
4 5								
6								
6 7	8	1						
8	1							
9	1	3						
10 11	1 11	5						
12	11	1						
13	3	5						
14	2	2 8						
15	6	8						
16	3	3	1					
17 18	1 2	4 3						
19	16	8						
20	2	5					1	
21	1	7	2					
22	1	4	1	1				
23	33	9	2					
24	11 10	5 9	3	1				
26	4	4	4					
25 26 27	49		2					
28	11	2 5 7	2 1					
29	17		3					
30	9	13	C	1				
31 32	31 9	9	6 4					
33	13							
34	9	10	4 2 3					
35	25	13	3					
34 35 36 37	7 13	6 3	2					
37	13	3	4	1				
38 39	11 16	4 10	3 1					
40	16	8	5	1				
41	14	8	2					1
42	8	3	2 2 3					
43	8	5	3	4			1	
44	7	2	4	2 2			-	
45 46	11 3	6 1	4 3	4			1 1	
47	9	4	4			3		
48	2 3 2	2	3			2	1	
49	2	7	6	3	1	4		
50	2 5	4	4	2		7 5		
51	5	4	3		_	5		
52	2	3	3		2	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	2	2	1	3	1	2	1	
54	1	3	1	1	1	2		
55		3	4	1			1	
56	1	2	5	2	2	3 2	1	
57		4	2	2	2		1	
58 	_	3	4	3	3	1	2	
59	1	1	2	1	1	1	1	
60 61		3 1	2 4	5	2 4			
62		4	4	2 3	4	1		
63		1	T	1	2	1		
64			4	2	2 3	1	1	
65		1		2 3	5		1	
66			4	4	3		1	
67		5	3	2	3			
68		3	4	1	2			
69		1	5	4	3			
70		3	1	-	2			
71			2	1	2	1		
72 73		1	$\frac{4}{2}$		2 2	1 1		
74		1	۷	1	3	1		
75		1	1	2	1	1		
76		1	3	2	4	2		
77			5			1		
78			4	1		1		
79			1	2	3			
80			2 3	1	1	2		
81				2	1	1		
82		4	1	2 6		1		
83 84		1 1	3 2	б		1		
85		1	2			4		
86			1	2		<u></u>		
87			4	2				
88								
89			5	1 2				
90		1	2	2				
91			2		1			
92			5 2 2 5 2	1 2				
93			2	2				
94 95		1	2	1 1				
95 96		1	2	1				
97			1	1				
98			1					
99		1	2		1			
100								
101		1	1		1			
102			1	1				
103		1		1				
104				1				

粉	1	2	3	4	5	6	7	8
105			2		2			
106								
107				3				
108		1	1					
109		2						
110								
111			1					
112 113			1	4				
113			1	4 5				
115				2				
116				3				
117				3				
118			6	4				
119			2					
120			2 1	1				
121			1	2				
122			2	1				
123			1					
124			1	1				
125			1					
126			3	4				
127			3	1				
128 129			1 2					
130			2					
131								
132								
133			1					
134			4					
135			6	2				
136			2					
137			4					
138			1					
139								
140			3					
141 142								
142			5 7					
143			6					
145			6					
146			11					
147			4					
148			14					
149			102					
合 計	426	291	412	129	66	51	15	1
平均給料月額	210,598円	271,323円	372,490円	389,163円	427,802円	457,424円	490,320円	532,700円
平均年齢	25.1歳	32.3歳	46.9歳	45.2歳	51.3歳	54.0歳	55.9歳	58.0歳

級								
号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		4	2	2	2 1	1	1	
54		1	1	2 2 2	1	5		
55		4	5	2	2	1	1	
56		3	6	1		0		
57 59		3	4	2 1	1	3	1	
58 59		3 4	8 3	3	1 2	1	1	
60		6	3	ა	4	9		
61		6	5	3		2 2 2		
62		1	5	, and the second	1	2		
63		13	5 2 3		3			
64		4	3	2	1			
65		5			4			
66		4	4	1	3	1		
67		13	2					
68		7	10	2	1			
69		3	6	1	3	9		
70 71		6 9	3 5	1 2	3 5	2		
72		5	2	1	4	1		
73		8	3	2	3	1		
74		4	J	2 3	3	-		
75		9	3	1	1			
76		4	1	1	1			
77		4	1	1	1	1		
78		4 2 2		5				
79		2	1	4				
80		1	1	3		1		
81 82		3 2	1 1	1 1	1			
83		۷	1	1	1			
84				4				
85			1	3				
86			2	3				
87			1	3 2				
88				<u>1</u>				
89			1					
90				1				
91			0	1				
92			2	1 1				
93				1				
95				1				
96			1	2	1			
97		1	1	1	1			
98								
99			1 2 3	1 2 1				
100				1				
101		1	1					
102				1				
103				1	1			
104			2					

粉号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105				1	1			
106			1	2				
107								
108				1				
109			1	•				
110			3	1				
111 112			1	2 5				
113			1	4				
114				2				
115				2 2				
116			2	1				
117		1	1	5				
118				8				
119				12				
120				16				
121				9				
122				6				
123				1				
124				1				
125			4	•				
126			1	1				
127 128			3 1	2				
128			1	Δ				
130								
131								
132								
133			1					
134			2					
135			3					
136			1					
137								
138			3					
139			1					
140			3					
141			1					
142			1					
143			3					
144 145			1					
146			3					
147			2					
148			7					
149			41					
合 計	51	228	248	206	58	56	8	2
平均給料月額	189,647円	262,659円	366,834円	390,984円	426,322円	452,459円	490,075円	529,800円
平均年齢	24.6歳	33.8歳	45.8歳	48.8歳	52.2歳	53.6歳	54.6歳	56.0歳

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用)

級	1	9	9	(単位:人)
号給	1	2	3	4
1				
2 3				
3				
4				
4 5 6 7 8 9				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14 15				
15				
16				
17				
18 19				
19				
20 21				
21 22				
22				
23 24				
25				
26 26				
20 27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
34 35				
		1		
36 37 38 39				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44			2	
45				
46 47		1	2	
47			2 1 1	
48			1	
49			6	
50 51 52			_	
51			2 2	
52			2	

級	_		2	,
号給	1	2	3	4
53		2	3	
54		1	4	
54 55		1	1	
56		2	3	
57		1	0	
58		1		
59			1	
60		3	3	
61			3 2 3	
62		1	3	
63		1	1	1
64		2	$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array}$	
65		1 2 2	1	2
66			1	
66 67			2.	
68		1	2.	1
69		1	2 2 3	1
70		1	3	
70 71		4	4	
72			1	
72 73		$\begin{array}{c} 3 \\ 2 \\ 7 \end{array}$	1	1
74		7	2	1
75		4	1	1
76		T	1	1
77		1	2	1
78		6	1	
78 79		6	3	
80		2	1	1
81		2 3 2 5 2 2	4	1
81 82 83		2	3	1
83		5	1	
84		2	1	1
85		9	1	1
85 86 87		2	1	1
87			1	1
88				2
89		1	2	2
90		1	1	
91			1 1	
92				
93				1
94				
94 95			1	1
96				
97			1	1
98			1	
99			2	
100				
101				
102			9	
102			2	1
103			1	1
104				

級				
号給 粉	1	2	3	4
105				
106				1
107			2	
108			2 2	
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116			1	
117				2
118			1	
119				1
120				
121				1
122				
123				1
124			2	
125			1	
126				
127				
128			1	
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140			1	
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147			1	
148				
149			7	
合 計	0	69	108	24
平均給料月額	_	276,890円	348,352円	385,850円
平均年齢	_	37.8歳	46.2歳	52.5歳

交通企業職給料表(1) (交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用) (単位:人)

父进任耒	載福科衣(1)) (交通局企	(交通局企業職員の)ち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)					(単位:人)
級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2 3								
3								
4								
5								
6								
7								
8 9								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15		1						
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25	1							
26	1							
27		3						
28	2	o						
29	2							
30				1		1		
31	2	1		1		1		
32	2	1						
33								
34								
	3			1				
36	1			1				
35 36 37 38 39	1			1				
38								
30				1				
40		1		1				
41		1						
19						1		
12		1				1		
44		1						
41 42 43 44 45		1		1				
46		2	1	1				
<u>40</u>		2	1				1	
46 47 48				1		1		
49				1		1		
50		1			1	1	1	
50 51 52		1 2			1	1	1	
91		2		1	1			
52				1	1			

粉	1	2	3	4	5	6	7	8
53		1	1	1				
54					1			
55			1					
56			1			2		
57						1	1	
58 59		9			1	1 1	1	
60		2			1	1		
61		1		1	3			
62		1		1 1	3 1 2		1	
63					2			
64			1			2		
65								
66								
67		1			1	1		
68		1						
69 70		1		1	1			
71		1		1	1			
72			1	1		1		
73		1	1		1	1		
74		1 2						
75								
76								
77		1		1				
78 78		1						
79								
80 81								
82		1						
83		1						
84								
85								
86 87								
87								
88								
89								
90 91								
92		1						
92 93		1						
94		1						
95		-			1			
96								
97								
98								
99								
100				1				
101 102				1				
102								
103								
103 104								

級号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107 108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115 116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124 125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132 133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141 142			1					
142			1					
144								
145								
146								
147								
148								
149 合 計	9	30	7	14	14	13		0
							4	U
平均給料月額	188,489円	261,120円	351,171円	367,500円	424,014円	453,877円	493,300円	_
平均年齢	24.7歳	33.9歳	43.7歳	42.4歳	52.0歳	51.8歳	55.5歳	_

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

粉	1	2	3	4	5	6
1						
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11						
4 5						
6						
7 8						
9						
10						
12						
13 14 15						
15						
16 17						
18 19						
20						
21 22						
22 23						
24 25						
25 26 27						
28 29						
29 30						
30 31						
32						
34 35 36						
36						
1 37						
38 39						
40 41						
42 43						
44						
45 46						
47						
48 49						
50						
51 52						

粉	1	2	3	4	5	6
53			1			
54 55						
55						
56 57						
58			1			
58 59						
60						
61 62						
63						
64						
65						
66 67			_			
68			1 2			
69			2			
70 71			1			
71			1 3 1			
72 73		1	1			
73			1			
75			1 1 1			
76			1			
77						
78				1		
79 80			1 1			
81			1			
81 82		1	1			
83			1 1			
84 85 86 87			4			
85 86		1				
87		1	1	2		
88			1			
89			1 2			
90 91						
91 92						
93						
94 95						
95			1			
96 97						
98						
99						
100			1			
101						
102 103						
103						
101						

ÚΠ						
級 号給	1	2	3	4	5	6
105						
106						
107			1			
108			1			
109						
110			1			
111			1			
112			1			
113						
114						
115			1			
116			1			
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127			1			
128						
129						
130						
131			1			
132						
133 134						
135						
136						
137						
138						
139			1			
140			1			
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
合 計	0	3	36	3	0	0
平均給料月額	_	305,200円	369,203円	396,000円		-
平均年齢	_	42.3歳	48.9歳	48.0歳	_	-

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び 誘導員に適用

	1			* (事風:八)
級	1	2	3	4
号給	1	<u> </u>	3	4
1				
2				
3				
4				
1 2 3 4 5 6 7 8				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
12 13				
14				
14 15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
20				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33		4		
34		1		
33 34 35 36				
36				
37				
38 39				
39				
40		1		
41				
42				
43				
44			2	
45				
46			1	
47		1		
48		1 1 1	4	
49			2 3 5	
50		1	3	
51			5	
52		3	6	
•	•			

級	1	2	3	4
号給	1	2		1
53			5	
54			5 5	
54 55		1	4	
56		1	10	
57		1	5	
58			6	
59		1		
59		4	4	
60		1 2 3 2 3	3	
61 62 63		2	5	
62		3	6	
63		7	6	1
64		1	4	1
65		3	4	1
66			4	
64 65 66 67		8 3	4	2
68		4	2	2
69		9	9	
69 70		2	2 3 5	
71		ე ი	2	
71 72 73 74 75		2 3 3 3	5	
72		3	3	
73		1 2 10		2 1
74		2	1	1
75		10	4	
76 77 78 79		4	5 9 5 7	
77		4	9	2
78		4	5	
79			7	1
80		3 7	3	1
81		4	4	9
82		6		2 1
83		0	9	1
0.4		1	5 2 6	1
84		1	6	0
85		1	3	2 1
86			1	1
85 86 87 88			1	
88			3 2 2	1
89		1	2	
90			2	
91		1		
92		_	2	
93			1	
94			5	
95			1	
90				4
96			3	1
97			8	
98			1	1
99				1
100			1	1
101			1	
102			2	
103			1	
104			1	1
TVT			1	1

級				
号給	1	2	3	4
105			1	
106			_	
107			1	
108			1	
109			1 2	
110			4	
111			4	
112				1
113				
114			2	
115				
116			1	
117			1	
118			3	
119			1	
120			1	
121				
122			2	
123			1	
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130			1	
131			2	
132				
133				
134			2	
135				
136				
137			2	
138			1	
139				
140			2	
141				
142				
143				
144			4	
145			1	
146				
147				
148 149			1	
	0	109	244	27
平均給料月額	_	271,774円	343,130円	374,574円
平均年齢	_	40.4歳	49.6歳	53.3歳
		20.2/1/2	20.0/1/2	33.3/1/2

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

____(単位:人)

71172-211								(単位,八)
粉号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
9								
3								
3								
2 3 4 5 6 7 8 9								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14 15								
15								
16								
16 17								
18								
19								
20								
20								
21 22 23								
22								
23								
24 25								
25								
26								
27	1	2 1						
28		1						
28 29								
30		1						
30 31	1							
32								
33								
34		1						
35	2	1						
36	_		1			1		
33 34 35 36 37 38 39			1	1				
38	1							
39	1							
40								
<u> </u>								
19			1			2		
42			1	я.				
43				1				
41 42 43 44 45								
45								
46 47		1						1
47						1		
48						1		
49 50 51 52			1 1			1		
50		1	1			1	1	
51		1 2 3	1		1			
52		3			1 1			
	<u> </u>		<u> </u>	1		1	<u> </u>	

級	1	2	3	4	5	6	7	8
号給	1	2				0		0
53				1	1		1	
54 55		-		1			1	
55 56		1		1		1	1	
56 57		1		1	1	1		
58		1			1			
59				1	1		1	
60				1	2		1	
61				1	2			
62		3						
63				2				
64		1						
65		1		1				
66		2	1					
67		1						
68 69		2	1			1		
70		2	1			1		
71		3						
72			1	1				
73			1		1			
74				1				
75		1						
76								
77								
78								
79								
80								
81 82								
83			1	1				
84			1	1				
85								
86			1					
87								
88								
89			1					
90								
91								
92 93								
93								
95								
96								
97			1					
98								
99								
100				1				
101								
102								
103				1				
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108 109								
1109								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119 120								
120								
121								
123				1				
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131 132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141 142								
142								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	5	29	14	17	9	10	5	1
平均給料月額	191,680円	257,472円	346,743円	383,100円	420,244円	448,880円	493,260円	537,200円
平均年齢	25.0歳	33.1歳	42.9歳	44.6歳	48.7歳	50.4歳	55.6歳	59.0歳

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

				(手匹:人)
級	1	2	3	4
号給	1	2	J	T
1 2 3				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
10				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
21				
22				
23				
24				
25 26 27				
26				
27				
21				
28				
29				
30				
31				
32				
33 34 35				
34				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
10				
48				
49				
50				
51				
52				
02				

級 号給	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57 50				
58 59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67 68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75 76				
76				
77 78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85 86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94 95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

級 号給	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122 123				
123				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	_	_	_	_
平均年齢	-	-	_	_

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

1 2 3 4 5 2 3 4 4 7 7 8 8 8 9 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1						(手匹・八)
4 5 9 6 7 8 9 11 11 10 11 11 12 5 8 8 12 13 14 15 14 15 16 16 5 4 4 15 16 16 5 5 4 4 17 18 18 19 10 10 11 10 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 13 12 13 12 13 14 <t< th=""><th>級</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></t<>	級	1	2	3	4	5
4 5 9 6 7 8 9 11 11 10 11 11 12 5 8 8 12 13 14 15 14 15 16 16 5 4 4 15 16 16 5 5 4 4 17 18 18 19 10 10 11 10 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 13 12 13 12 13 14 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>						
4 5 9 6 7 8 9 11 11 10 11 11 12 5 8 8 12 13 14 15 14 15 16 16 5 4 4 15 16 16 5 5 4 4 17 18 18 19 10 10 11 10 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 13 12 13 12 13 14 <t< td=""><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	1					
4 5 9 6 7 8 9 11 11 10 11 11 12 5 8 8 12 13 14 15 14 15 16 16 5 4 4 15 16 16 5 5 4 4 17 18 18 19 10 10 11 10 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 13 12 13 12 13 14 <t< td=""><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	2					
4 5 9 6 7 8 9 11 11 10 11 11 12 5 8 8 12 13 14 15 14 15 16 16 5 4 4 15 16 16 5 5 4 4 17 18 18 19 10 10 11 10 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 13 12 13 12 13 14 <t< td=""><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	3					
8 9 10 11 11 12 13 6 14 15 16 5 4 4 17 18 18 9 20 9 21 1 22 1 23 1 24 5 25 3 26 1 27 2 28 1 29 12 30 1 31 2 33 3 33 3 33 3 34 1 35 1 36 1 37 38 39 4 40 1 41 2 42 2 43 1 44 3 45 4 46 1 477 1 2 48 2 49 6						
8 9 10 11 11 12 13 6 14 15 16 5 4 4 17 18 18 9 20 9 21 1 22 1 23 1 24 5 25 3 26 1 27 2 28 1 29 12 30 1 31 2 33 3 33 3 33 3 34 1 35 1 36 1 37 38 39 4 40 1 41 2 42 2 43 1 44 3 45 4 46 1 477 1 2 48 2 49 6	5		0			
8 9 10 11 11 12 13 6 14 15 16 5 4 4 17 18 18 9 20 9 21 1 22 1 23 1 24 5 25 3 26 1 27 2 28 1 29 12 30 1 31 2 33 3 33 3 33 3 34 1 35 1 36 1 37 38 39 4 40 1 41 2 42 2 43 1 44 3 45 4 46 1 477 1 2 48 2 49 6	0 C		Э			
8 9 10 11 11 12 13 6 14 15 16 5 4 4 17 18 18 9 20 9 21 1 22 1 23 1 24 5 25 3 26 1 27 2 28 1 29 12 30 1 31 2 33 3 33 3 33 3 34 1 35 1 36 1 37 38 39 4 40 1 41 2 42 2 43 1 44 3 45 4 46 1 477 1 2 48 2 49 6	6					
9 10 11 11 12 12 15 8 8 11 13 14 14 15 16 16 15 16 16 15 16 17 17 18 19 19 20 19 9 6 221 1 1 1 1 1 1 22 22 2 2 2 2 2 2 2 2	7					
10 11 12 5 8 8 13 14 15 16 5 4 17 7 18 19 20 9 6 21 21 22 1 1 1 1 1 23 23 24 5 7 25 3 1 1 24 25 30 31 31 32 29 12 31 32 33 34 35 36 31 31 32 33 34 35 36 31 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 31 32 33 34 35 36 31 31 31 32 31 32 33 34 35 36 31 31 31 31 32 31 32 31 33 34 35 36 31 31 31 31 31 32 31 32 31 33 34 35 36 31 31 31 31 31 32 31 32 31 32 31 32 31 32 31 32 31 32 31 32 31 32 31 32 32 31 33 34 35 36 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	8					
10 111 12 5 8 8 13 14 15 16 5 4 17 7 18 19 20 9 6 21 21 21 21 1 1 1 1 2 23 24 5 7 2 25 3 1 1 24 25 30 1 1 2 27 28 1 28 1 29 1 20 30 31 32 30 31 31 32 32 31 32 31 32 32 32 31 31 32 32 32 32 31 31 32 32 32 32 31 31 32 32 32 32 31 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32	9		11			
11 12 5 8 13 6 14 15 16 5 4 17 18 18 9 6 21 1 1 22 1 1 1 23 1 1 1 24 5 7 2 2 25 3 1 4 27 2 2 1 2 28 1 2 2 29 12 1 2 30 3 1 2 31 3 1 3 33 1 3 1 36 1 1 1 1 37 38 4 1 1 39 4 1 1 40 4 1 1 44 4 3 4 44 4 3 45 4 3 47 1 2 49 6 6	10					
12	11					
14 15 16 17 18 19 20 9 21 22 23 24 25 26 27 28 1 29 30 31 32 33 33 34 35 36 1 1 37 38 39 4 40 41 42 2 43 44 43 44 43 44 47 48 2 49 50	19		5	Q		
14 15 16 17 18 19 20 9 21 22 23 24 25 26 27 28 1 29 30 31 32 33 33 34 35 36 1 1 37 38 39 4 40 41 42 2 43 44 43 44 43 44 47 48 2 49 50	12		<u> </u>	O		
15 16 5 4 17 18 19 20 9 6 21 1 1 22 1 1 23 1 1 24 5 7 2 25 3 1 4 27 2 1 4 28 1 2 2 30 1 2 3 31 3 1 3 32 3 1 3 33 3 1 3 34 3 4 1 37 38 4 1 39 1 1 1 40 1 1 1 41 2 2 1 43 2 1 1 46 47 3 4 49 6 6	13		О			
16 5 4 17 18 19 9 6 21 1 1 22 1 1 23 1 1 24 5 7 2 25 3 1 4 27 2 1 4 28 1 2 2 29 12 1 2 30 3 1 2 33 3 1 2 33 3 1 1 33 3 1 1 36 1 1 1 37 38 4 1 39 1 1 1 40 2 1 41 2 2 43 1 2 43 3 1 46 47 1 2 49 6 2	14					
16 5 4 17 18 19 9 6 21 1 1 22 1 1 23 1 1 24 5 7 2 25 3 1 4 27 2 1 4 28 1 2 2 29 12 1 2 30 3 1 2 33 3 1 2 33 3 1 1 33 3 1 1 36 1 1 1 37 38 4 1 39 1 1 1 40 2 1 41 2 2 43 1 2 43 3 1 46 47 1 2 49 6 2	15					
17 18 19 9 6 21 1 1 22 1 1 23 1 1 24 5 7 2 25 3 1 4 27 2 1 4 28 1 2 2 29 12 1 2 31 32 3 1 33 3 1 3 34 2 1 1 35 1 1 1 1 36 1 1 1 1 37 3 1 1 1 38 4 1 1 40 4 1 1 41 2 2 1 43 4 1 1 46 4 1 2 49 6 6	16		5	4		
18 19 20 9 6 21 1 22 1 1 23 1 1 24 5 7 2 25 3 1 4 27 2 1 2 28 1 2 1 30 1 2 1 31 32 3 1 33 1 3 34 2 1 35 1 1 1 36 1 1 1 1 38 4 1 1 39 4 1 1 40 2 1 1 41 2 2 1 43 4 3 1 44 3 4 3 45 4 3 1 46 47 1 2 49 6 6	17					
19 9 6 21 1 1 22 1 1 23 1 1 24 5 7 2 25 3 1 4 27 2 1 4 28 1 2 2 30 1 2 3 31 2 1 2 331 3 1 3 32 3 1 3 33 1 1 1 35 1 1 1 36 1 1 1 37 3 1 1 38 4 1 1 39 4 1 1 40 4 1 1 41 2 1 2 43 2 1 1 46 4 3 1 47 1 2 2 49 6 6	18					
20 9 6 21 1 1 22 1 1 23 1 1 24 5 7 2 25 3 1 4 27 2 1 4 28 1 2 1 29 12 1 2 30 1 2 1 31 3 1 3 32 3 1 1 33 1 1 1 36 1 1 1 1 37 3 4 1 39 4 1 1 40 4 1 1 41 2 2 1 43 4 3 4 44 3 4 3 45 46 4 1 2 48 2 2 49 6 6	19					
21 22 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 3 1 3 3 3 1 3 3 3 1 3 3<	20		0	c		
22 1 1 1 24 5 7 2 25 3 1 4 26 1 4 2 27 1 2 2 28 1 2 3 30 1 2 3 31 2 3 1 32 3 1 3 34 2 1 1 35 1 1 1 1 37 3 4 1 1 38 4 1 1 1 39 4 1 1 1 40 2 1 1 1 41 2 2 1 43 3 1 3 44 3 4 3 44 3 4 3 45 3 4 3 48 2 4 49 6 6	20			0		
23 24 5 7 2 25 3 1 4 26 1 4 2 27 28 1 2 28 1 2 3 30 1 2 3 31 2 1 2 33 3 1 3 35 1 1 1 1 37 38 4 1 1 1 39 4 1 1 1 1 40 2 1 2 41 2 2 1 4 43 4 3 1 44 3 1 1 1 45 4 3 1 1 46 47 4 1 2 49 6 6	21		1			
24 5 7 2 25 3 1 4 27 28 1 2 28 1 2 29 12 1 2 31 3 1 3 32 3 1 3 33 34 2 1 35 1 1 1 36 1 1 1 37 1 1 1 38 4 1 1 39 4 1 1 40 1 1 1 41 2 1 2 43 1 3 1 45 4 1 2 48 2 1 2 48 2 2 49 6 6	22			1		
24 5 7 2 25 3 1 4 27 28 1 2 28 1 2 29 12 1 2 31 3 1 3 32 3 1 3 33 34 2 1 35 1 1 1 36 1 1 1 37 1 1 1 38 4 1 1 39 4 1 1 40 1 1 1 41 2 1 2 43 1 3 1 45 4 1 2 48 2 1 2 48 2 2 49 6 6	23				1	
25	24		5	7	2	
28 1 2 29 12 1 2 30 1 2 3 31 3 1 3 32 3 1 3 34 2 1 3 35 1 1 1 1 37 38 4 1 1 39 4 1 1 1 40 40 40 4 1 1 41 2 2 1 4 42 2 1 4 3 43 4 3 1 1 45 46 4 1 2 48 2 2 4 4 4 48 2 2 4 4 4 49 6 6 6	25	3	1			
28 1 2 29 12 1 2 30 1 2 3 31 3 1 3 32 3 1 3 34 2 1 3 35 1 1 1 1 37 38 4 1 1 39 4 1 1 1 40 40 40 4 1 1 41 2 2 1 4 42 2 1 4 3 43 4 3 1 1 45 46 4 1 2 48 2 2 4 4 4 48 2 2 4 4 4 49 6 6 6	26		-	1	4	
28 1 2 29 12 1 2 30 1 2 3 31 3 1 3 32 3 1 3 34 2 1 3 35 1 1 1 1 37 38 4 1 1 39 4 1 1 1 40 40 40 4 1 1 41 2 2 1 4 42 2 1 4 3 43 4 3 1 1 45 46 4 1 2 48 2 2 4 4 4 48 2 2 4 4 4 49 6 6 6	27			1	T	
29 12 30 1 31 2 32 3 33 1 33 2 35 1 36 1 37 1 38 4 39 1 40 1 41 2 42 2 43 1 44 3 45 1 46 3 47 1 48 2 49 6	21			1	0	
31 32 33 1 33 2 34 2 35 1 36 1 37 1 38 4 39 1 40 1 41 2 42 2 43 1 44 3 45 3 46 47 48 2 49 6	28	1.0			2	
31 32 33 1 33 2 34 2 35 1 36 1 37 1 38 4 39 1 40 1 41 2 42 2 43 1 44 3 45 3 46 47 48 2 49 6	29	12				
31 32 33 1 33 2 34 2 35 1 36 1 37 1 38 4 39 1 40 1 41 2 42 2 43 1 44 3 45 3 46 47 48 2 49 6	30			1	2	
32 3 1 33 2 1 35 1 1 36 1 1 1 37 1 1 1 38 4 1 1 40 4 1 1 41 2 2 1 43 2 1 1 43 3 1 1 44 3 1 1 45 46 3 1 47 1 2 48 2 2 49 2 6	31					
33 34 34 35 36 31 37 38 4 1 39 40 41 42 42 42 42 42 42 44 3 44 44 44 44 44 45 46 47 48 49 50	32			3	1	
36 1 1 1 37 1 1 38 4 1 39 1 1 40 2 1 41 2 1 43 3 1 44 3 1 45 3 1 46 47 1 2 48 2 2 49 6 6	33					
36 1 1 1 37 1 1 38 4 1 39 1 1 40 2 1 41 2 1 43 3 1 44 3 1 45 3 1 46 47 1 2 48 2 2 49 6 6	34			9	1	
36 1 1 1 37 1 1 38 4 1 39 1 1 40 2 1 41 2 1 43 3 1 44 3 1 45 3 1 46 47 1 2 48 2 2 49 6 6	25			1	1	
40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	30			1	1	1
40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	36			1	1	
40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	37					
40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	38				4	
40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	39				1	1
41 2 42 1 43 1 44 3 45 1 46 1 47 1 48 2 49 6	40					
42 43 44 3 45 46 47 48 2 49 50 6	41				2.	
43 44 45 46 47 48 49 50	11			9	1	
44 3 45 1 46 1 47 1 2 48 2 49 6	12			2	1	1
45 46 47 48 49 50	43					
46 47 48 2 49 50 6	44				3	
47 48 49 50 6	45					1 $ $
47 48 49 50 6	46					
48 2 49 50 6	47				1	2
49 50 6	48				2.	
50	40					9
50 51 1	13				C	
	50				6	
50	51				1	
02 2 1	52				2	1

級	1	2	3	4	5
号給	1	۷	3	4	Э
53					1
54				2	
55					2
56					1
57					
58				1	
59					3
60					1
61]
62				1	1
63					1
64					
65 66				1	
66 67				1	1
68					1 2
69					2
70					
71					
72					
73					
74					
75					1
76					1
77				2	
78					
79					
80					
81					
合 計	15	52	39	45	26
平均給料月額	307,080円	354,596円	433,997円	515,818円	577,831円
平均年齢	30.6歳	33.8歳	40.3歳	48.6歳	57.8歳

【病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師 その他の医療技術職員に適用 病院企業職給料表(4)

(単位:人)

F-		くその他の医療	療技術職員に適用	1		,	(単位:人)
級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					
25	1						
26		1					
27	5	2					
28		$ \begin{array}{c c} 2 \\ 1 \\ 2 \\ 2 \end{array} $					
29	37	2					
30		2					
31	2	4					
32	1	5					
33	53	26		1			
34	1	5		1			
34 35	11	5 6					
36	1	2	1			1	
36 37	1 48	2 19	1 2	1			
38 39		14	4				
39	3	10	1				
40	4	14 10 3	4 7				
41	24	24	7			1	1
42	2	10 3	4			1	
43	6	3	4 3 3	2			
44	24 2 6 2	10	3			1	
45 46 47	4	13	6				1
46		4	4	1 2		1	
47	2 1	6 7	6	2		2	1
48	1	7	6		1	1 2 2 1	
49	1	9	8			1	
50		6	6	1		4 2	
51	1	8 4				2	
52		4	2				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53	4	7 9	8				
54 55		9	8 3				
56	1	8	1	2		1	
57		12	6				1
58	1	6 5	5		1		
59		5					
60 61	1	9	6	1		2	
62		11	1	3		1	
63		6	1	1		1	
64		6 5	1		1		
65		10			1	1	
66		4	5	1	1		
67 68		7 7	2 1	3			
69			1	1 3 2 2 1	1		
70		5	2	1	$\begin{array}{c c} & 1 \\ 2 & \end{array}$		
71		8 5 5 3	2 3 2	1			
72		3		1	3		
73		4	1	2			
74 75 76		1	9	1	1		
76		1	2 1	1 1	3		
77		1	1	1	3		
78			2	3			
78 79		2 3		1			
80		3					
81		1	-	1			
82 83		1 1	1 1	1			
84		1	2	1 2 2			
85			_	_			
86			1	1			
87			2	1 3			
88 89			3				
90			1	3 4			
91				3			
92				4 3 2 2			
93			1	2			
94			1				
95 oc				2			
96 97			1	2 3 2			
98			1 2	2			
99			1				
100			1 2	2			
101				1			
102			1	2			
103 104			1	2 1 2 4 6			
104				б			

	1	2	3	4	5	6	7
105			1	2			
106			1				
107			2	1			
108							
109			3	2			
110			1	2			
111				2			
112				2 2 2 2 2 2 1			
113			1	2			
114				2			
115			1	1			
116			1				
117			2	1			
118			1	2			
119			2				
120				2 2			
121				2			
122			1	2			
123			1				
124			1				
125							
126			1				
127			1	1			
128							
129			_				
130			1				
131			4				
132			1				
133			0				
134			2				
135			1				
136			1 2				
137			2				
138 139			4				
139 140			1				
140			1				
141			1				
142			1				
143			1				
145			2				
146			2				
147			1				
148			1				
149			10				
合 計	217	352	204	107	16	21	4
平均給料月額	197,018円	247,618円	354,660円	396,121円	427,094円	449,552円	487,875円
平均年齢	25.4歳	32.6歳	44.5歳	48.8歳	54.1歳	55.9歳	57.5歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当	6受給職員数及び平均	扶養親族数	(単位:人)
区分			手当受給職員
	手当受給職員数		
給料表		平均扶養親族数	平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,281	0.8	2.0
行政職給料表(2)	945	1.2	2.1
医療職給料表(1)	12	0.9	2.0
医療職給料表(2)	98	0.3	1.7
大学教育職給料表	8	0.6	2.0
高等学校教育職給料表	202	1.1	2.0
消防職給料表	766	1.1	2.1
合 計	4,312	0.9	2.0
	<u> </u>		
企業職給料表	1,280	0.9	2.0
(上下水道・交通・病院)	1,200	0.3	2.0
 企業職を含めた総合計	5,592	0.9	2.0
上木帆でロッパールの日日	0,092	0.9	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

								(単位:八)
区分	手当受	給職員		扶養	扶養手当の対象となる扶持		上族数	
				1人目	> .1.	2人目	その他	
	職員数	構成比	配偶者	の扶養	う ち 配偶者が ない職員	の扶養	の扶養	合 計
扶養親族数				親族	の1人目	親族	親族	
1人	1,605	37.2%	762	843	191	_	_	1,605
2人	1,383	32.1%	693	1,383	72	690	_	2,766
3人	1,010	23.4%	835	1,010	11	1,010	175	3,030
4人	274	6.4%	263	274	1	274	285	1,096
5人	35	0.8%	35	35	0	35	70	175
6人	4	0.1%	3	4	0	4	13	24
7人	1	0.0%	1	1	0	1	4	7
合 計	4,312	100.0%	2,592	3,550	275	2,014	547	8,703

⁽注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	21,278	21,487
全職員平均額	9,302	9,519

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数

(単位:人)

[中位] (中位] (中位] (中位] (中位] (中位] (中位] (中位] (
区分	一			
給料表	手当受給職員数	借家·借間居住者	自宅等居住者	
行政職給料表(1)	4,280	1,159	3,121	
行政職給料表(2)	1,368	191	1,177	
医療職給料表(1)	25	8	17	
医療職給料表(2)	306	79	227	
大学教育職給料表	24	4	20	
高等学校教育職給料表	325	61	264	
消防職給料表	1,094	342	752	
合 計	7,422	1,844	5,578	

企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	2,047	483	1,564
企業職を含めた総合計	9,469	2,327	7,142

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	8,195	8,186
全職員平均額	6,166	6,141

第9表 管理職手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均額

ての1 箱科衣別于ヨウ	文稲槭貝剱及い平均額		
区分	手当受給職員数	手当受給職員平均額	全職員平均額
給料表	(人)	(円)	(円)
行政職給料表(1)	682	86,755	9,994
行政職給料表(2)	_	_	_
医療職給料表(1)	24	91,700	81,511
医療職給料表(2)	41	81,483	6,749
大学教育職給料表	2	89,950	6,203
高等学校教育職給料表	18	73,522	3,577
消防職給料表	67	83,707	4,032
合 計	834	86,115	7,281

企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	133	87,889	4,237
企業職を含めた総合計	967	86,359	6,616

その2 職員1人当たり平均手当月額 (単位:円)

区分項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	86,115	86,359
全職員平均額	7,281	6,616

第2部 民間給与等の実態

平成24年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成 24 年 4 月現在における民間給与等の実態を 調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本 標準産業分類の大分類(ア〜ソ)に分類された 449 事業所

- ア漁業
- イ 鉱業、採石業、砂利採取業
- ウ建設業
- 工 製造業
- オ 電気・ガス・熱供給・水道業
- 力 情報通信業
- キ 運輸業、郵便業
- ク 卸売業、小売業
- ケ金融業、保険業
- コ 不動産業、物品賃貸業

- サ 学術研究、専門・技術サービス業(中分類の学術・開発研 究機関及び広告業に分類されるもの)
- シ 生活関連サービス業、娯楽業(中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの)
- ス 教育、学習支援業(中分類の学校教育に分類されるもの)
- セ 医療、福祉(中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護 事業に分類されるもの)
- ソ サービス業(中分類の政治・経済・文化団体に分類される もの)

(2) 調査対象職種

78 職種 (うち初任給関係職種 19 職種)

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から110事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 389 人 (事務・技術関係職種 341 人)、初任給関係以外の調査職種 7,910 人 (事務・技術関係職種の調査実人員 6,984 人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、79,536 人であり、事務・技術関係職種は 56,163 人である。)

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

				(単位:事業所)
企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	12	2	2	8
製造業	40	6	21	13
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2	0	1	1
情報通信業	17	2	11	4
運輸業、郵便業	7	0	3	4
卸売業、小売業	7	0	1	6
金融業、保険業	1	0	1	0
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0
教育、 学習支援業	4	0	4	0
医療、福祉	3	0	2	1
サービス業	2	0	2	0
合 計	95	10	48	37

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が15事業所あった。
 - 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)。
 - 3 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連 サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

						(単位:円)
	項目				企業規模	
職	種	学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		大学卒	205,350	201,615	212,420	204,157
	新卒事務員	短大卒	178,691	172,360	188,295	179,662
事		高校卒	167,822	160,726	179,220	167,114
務		大学卒	208,713	205,740	214,862	203,013
技	 新卒技術者	短大卒	184,079	180,202	189,145	184,375
術関		高校卒	169,733	162,464	178,098	166,644
係	新卒事務員	大学卒	206,866	203,384	213,564	203,547
	•技術者	短大卒	181,051	175,698	188,692	181,556
	計	高校卒	168,812	161,528	178,577	166,850

⁽注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を 除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参考)	()									
	大学卒	201,152								
市職員の初任給	短大卒	175,168								
	高校卒	161,840								

⁽注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種 1 規 模 計

項 目	席 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応
職種 実人員 年齢 する給与 (A) うち時間外 手当(B) (A) -(B) 支店長 大学卒 短大卒 高校卒 人 7 52.2 629,254 8 615,096 629,254 9 0 629,254 株成員50人以上の 支店(社)の長(取約 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応
大学卒 7 52.2 629,254 0 629,254 構成員50人以上の長(取約年) 高校卒 * <td< td=""><td>本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応</td></td<>	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応
職 種	人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応
横 椎 人 歳 円 円 円 円 円 円 円 円 日 日	人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応
支店長 8 51.9 615,096 0 615,096 大学卒 7 52.2 629,254 0 629,254 構成員50人以上の支信(政策) 短大卒 - - - - - - 支店(社)の長(取業) 高校卒 * * * * * * *	人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応
大学卒 7 52.2 629,254 0 629,254 構成員50人以上の支店(社)の長(取給金額) 短大卒 - - - - - 支店(社)の長(取給金額) 高校卒 * * * * *	人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応
短 大 卒 支店(社)の長(取約	り 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応
高校卒 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	本表4規模100 人未満の対応
	人未満の対応
	級欄参照
工場長 7 54.6 878,446 14,950 863,496	
大学卒 6 54.7 899,175 15,887 883,288 構成員50人以上の	
短 大 卒	兼同上
事 高校卒 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
中学卒	
事務部長 299 52.3 670,182 558 669,625	
務 大 学 卒 256 52.4 674,919 639 674,280	
短 大 卒 15 50.6 657,730 0 657,730 2課以上又は構成	
高校卒 28 52.1 627,844 0 627,844 20人以上の部の長	:
 中学卒 一 一 市学卒 一 市の長と同等と認め 	, Д
技術部長 284 51.3 670,549 619 669,930 られる部の長及び	
技 大 学 卒 214 51.5 679,208 719 678,489 長級専門職(取締む	
短大卒 38 50.7 635,846 174 635,672 ^{兼任者を除く。)}	同上
高校卒 32 51.2 651,273 452 650,820	
術 中学卒 - - - - - -	
事務部次長 69 50.9 637,545 721 636,824	
大学卒 57 51.0 649,013 714 648,299	
関 短 大 卒 6 48.1 540,822 1,501 539,321 上記部長に事故等	: 同上
高校卒 6 52.5 621,617 0 621,617 のあるときの職務代	y (
中学卒 - - - - - 76者 (係) H-2/8 - 100 / 1	1
技術部次長 85 49.3 613,419 97 613,322 部の次長と同等と	忍
大学卒 73 49.5 621,365 109 621,256 められる部の次長	h
職 短 大 卒 6 49.8 518,043 0 518,043 ^{び部次長級専門職}	同上
高校卒 6 46.4 584,869 0 584,869	
中学卒	
種事務課長 563 48.2 568,095 5,977 562,118	
大学卒 437 48.0 573,245 4,598 568,647	
短大卒 35 47.2 543,693 1,676 542,017 05511 1,775 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	同上
高校卒 90 49.5 548,495 15,104 533,390 2係以上又は構成 10人以上の課の長	具
	1
技術課長 578 47.6 573.271 2.333 570.939 課の長と同等と認め	か
大学卒 424 47.5 577,340 2,450 574,890 長級専門職	果
短大卒 60 45.2 553,074 1,853 551,221	同上
高校卒 93 49.7 562,402 1,946 560,456	
中学卒 * * * * * *	

⁽注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである (以下本表において同じ。)。

^{2「*」}は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)。

	項目			平成24	年4月分平均	支給額		
職	種	調査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	事務課長代理 大 学 卒 短 大 卒	人 76 58 *	歳 44.6 42.8 *	円 506,037 496,852 *	円 38,343 45,031 *	円 467,693 451,821 *	前記課長に事故等のあるときの職務代行者	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び
	高 校 卒 中 学 卒	17 -	50.5 -	534,648 -	16 , 500	518,149 -	者 - 課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら れる課長代理及び課	本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
事	技術課長代理 大短	155 101 18 36 -	43.4 41.6 44.8 48.3	538,558 526,057 553,775 568,910 -	67,760 67,603 79,896 61,351	470,797 458,454 473,878 507,559		同上
務	事務	381 206 50 125	44.0 40.8 42.3 49.1	435,269 468,910 405,289 399,284	46,030 61,058 35,097 29,077	389,239 407,852 370,193 370,206	係の長及び係長級	同上
技術	技術係	450 227 73 149 *	42.1 39.8 41.6 46.6 *	448,278 437,536 435,095 476,157	61,040 60,942 53,632 65,645	387,237 376,593 381,463 410,511	専門職	同上
関係	事務	371 238 50 83	41.9 41.9 43.8 41.1	441,932 449,291 402,591 431,156	83,667 83,957 50,911 95,756	358,264 365,334 351,680 335,399		同上
職	技術	390 251 47 88 4	42.3 42.3 42.8 41.5 51.9	473,152 483,567 452,869 430,953 428,006	93,050 89,801 89,785 114,535 89,057	380,102 393,766 363,084 316,419 338,949		同上
種	事務 大短高中 中 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	1,362 783 260 308 11	35.1 32.5 36.5 41.7 54.1	318,004 326,038 279,914 323,288 316,898	42,699 49,536 24,932 36,198 12,892	275,304 276,502 254,982 287,090 304,007		同上
	技術 大短高中 中	1,906 1,245 199 451 11	32.2 31.3 33.9 34.9 44.2	350,757 353,061 339,798 347,270 347,195	66,421 67,969 55,058 66,381 57,928	284,335 285,092 284,740 280,889 289,266		同上

2 規模500人以上

2	規模500人以上							
	項目			平成24年	年4月分平均	」支給額		
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	支	人 8 7 - * -	歳 51.9 52.2 - *	円 615,096 629,254 - *	円 0 0 - * -	円 615,096 629,254 - *	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
事	提	5 5 - -	54.9 54.9	800,505 800,505 - - -	19,261 19,261 - - -	781,244 781,244 - - -	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
務	事務部長	224 197 11 16 -	52.2 52.3 50.0 52.4	692,224 696,513 667,837 652,122	571 643 0 0	691,653 695,871 667,837 652,122	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め	行政職(1) 7級
技	技術部長	224 175 32 17	51.6 51.6 50.9 52.7	676,274 684,355 637,851 666,145	632 811 0 0	675,642 683,544 637,851 666,145	られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
術 関 係	中 学 長 事 務部 次	41 37 2 2	51.9 51.6 52.0 57.0	727,648 733,290 662,504 685,025	1,077 971 4,151 0	726,571 732,320 658,352 685,025	上記部長に事故等のあるときの職務代行者	同上
職	技術部次長 大短	68 61 4 3	49.6 49.6 50.1 48.2	615,888 620,397 529,916 619,772	95 104 0 0	615,793 620,293 529,916 619,772	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
種	事務	394 308 22 63 *	48.4 48.2 48.6 49.6	582,368 586,600 569,062 563,173	6,618 4,865 2,228 17,864 *	575,750 581,735 566,834 545,309 *	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記	行政職(1) 6級
	技術課長 大短等卒卒 有 中学卒	453 349 46 58 -	47.6 47.6 45.5 49.8	581,803 583,089 558,836 590,570	2,078 2,302 1,886 489	579,725 580,788 556,949 590,081	課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上

	項目			平成24	年4月分平均	支給額		
職	種	調査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	事務課長代理 大	人 54 39 * 14	歳 44.6 42.0 * 50.9	円 513,534 502,049 * 540,251	円 41,375 52,213 * 14,592	円 472,160 449,836 * 525,660	前記課長に事故等の あるときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者	行政職(1) 4級、5級
 	技術課長代理 技術 課 学 大 校 空 卒 卒 卒 卒 卒	129 84 16 29	43.3 41.3 44.8 48.6	539,668 528,760 548,334 567,780	67,166 70,901 76,030 50,507	472,503 457,859 472,304 517,273	課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら れる課長代理及び課 長代理級専門職	同上
務	事務係長	259 138 38 83 -	45.2 41.4 42.5 51.2	441,401 487,014 400,832 398,017	44,668 63,161 25,658 28,025	396,734 423,853 375,174 369,992	係の長及び係長級	同上
技	技術	350 190 60 100	41.9 39.7 41.7 46.5	445,602 436,332 433,785 473,065	55,320 58,300 51,868 51,808	390,282 378,032 381,917 421,256	専門職	同上
関係	事務	249 174 20 55 -	42.4 42.5 45.4 41.5	461,080 462,787 446,675 458,659	92,052 90,063 58,283 109,657	369,028 372,724 388,392 349,003		行政職(1) 3級
職	技術 大短高中 中 本 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	287 221 34 32 -	42.7 42.5 43.4 43.2	477,747 484,976 458,690 424,980	87,693 87,540 88,145 88,727	390,054 397,436 370,545 336,253		同上
種	事務 大短高中 学	944 571 155 213 5	35.1 32.6 36.4 42.3 55.6	325,436 331,955 283,733 335,208 309,557	45,707 52,496 27,363 37,623 9,146	279,729 279,459 256,371 297,586 300,411		行政職(1) 1級、2級
	技術 大短 高 中 中 平 平 平	1,297 905 146 244 2	32.2 31.4 34.1 34.5 58.0	354,897 359,240 343,165 342,304 417,168	66,463 69,609 55,763 59,002 67,868	288,434 289,631 287,403 283,301 349,300		同上

3 規模100人以上500人未満

3	規模100人以上5	000人木涌	<u> </u>					
	項目			平成24年	年4月分平均	J支給額		
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
jiyy	支 店 長 大 学 卒	人 - -	歳 - -	円 - -	円 - -	円 - -	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締	行政職(1)
	短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 工 場 長	- - - *	- - - *	- - - *	- - - *	- - - *	役兼任者を除く。)	7級
事	大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒	* - -	* - -	* - -	* - -	* - -	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
務	中学卒 事務部長 大学卒 短行	65 51 3	53.1 53.4 53.3	574,522 572,385 611,467	542 679 0	573,980 571,706 611,467	2課以上又は構成員	同上
 	高校卒 中学卒 技術部長 大学卒	11 - 52 35	51.6 - 50.4 51.0	575,166 - 652,397 658,093	590 200	575,166 	20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役	
投	短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	5 12 -	49.6 48.4 -	619,147 646,399	1,800 1,421 -	617,347 644,978	兼任者を除く。)	同上
関	事務部次長	25 17 4 4	48.7 49.0 46.0 50.3	509,878 499,591 477,644 589,427	186 240 125 0	509,692 499,352 477,519 589,427	上記部長に事故等のあるときの職務代行者	行政職(1) 6級
係職職	技術部次長 大学卒 短大卒 高校卒	15 11 2 2	47.8 48.1 49.0 44.5	609,632 633,608 488,294 565,609	112 145 0 0	609,519 633,463 488,294 565,609	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
 種 	事務 学校 事務 大短高中 中 課 英本 本 卒 卒 卒 卒	134 100 12 22	46.5 46.2 42.8 50.1	505,786 513,313 473,450 486,059	2,308 2,971 0 275	503,477 510,341 473,450 485,784	2係以上又は構成員10人以上の課の長職的次投放がより	行政職(1) 4級、5級
	技術 大短 高 中 学 卒 卒 卒 卒 卒 卒	97 58 10 28	46.6 46.1 42.9 48.9 *	523,313 538,885 539,075 482,999	2,170 1,458 0 4,693	521,144 537,427 539,075 478,306	職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上

	項目			平成24	年4月分平均]支給額		
職	種	調査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	事務課長代理 大	人 16 14 - 2 -	歳 45.4 45.1 - 48.5 -	円 500,285 498,838 - 517,486	34,370 33,851 - 40,546	円 465,915 464,987 - 476,940	前記課長に事故等の あるときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者	行政職(1) 3級
事	技術課長代理 大短	22 16 2 4	44.3 43.9 44.5 46.5	519,319 511,121 639,569 503,436	55,263 42,515 140,865 81,261	464,055 468,605 498,704 422,175	課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら れる課長代理及び課 長代理級専門職	同上
務	事務係長	113 63 11 39 -	40.4 39.2 41.5 42.3	419,964 428,737 424,338 403,353	48,818 56,002 70,715 29,479	371,146 372,735 353,623 373,874	係の長及び係長級	同上
技 術	技術	59 25 8 26 -	44.5 41.4 42.3 48.4	481,813 462,160 472,417 504,494	104,041 87,813 72,617 129,679	377,772 374,347 399,800 374,815	専門職	同上
関	事務主任	96 53 18 25 -	38.3 37.5 39.7 39.1	331,914 341,405 338,001 306,707	36,837 36,729 44,394 31,800	295,077 304,675 293,607 274,907		行政職(1) 1級、2級
職	技術 大短高中 中 本 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	75 20 9 45 *	40.0 38.5 38.9 40.7	447,288 463,168 427,667 445,031	137,644 139,739 107,898 142,685 *	309,644 323,429 319,769 302,346 *		同上
種	事務	311 184 57 65 5	34.4 31.7 36.2 39.3 54.0	287,155 291,236 277,719 280,093 343,009	30,889 32,821 21,181 34,306 19,111	256,266 258,415 256,538 245,787 323,898		同上
	技術係員 大短一年 本本本本 中	434 289 34 111 -	32.3 30.9 33.4 37.4	337,511 329,675 318,711 373,384	66,240 61,957 49,534 87,702	271,271 267,718 269,177 285,682		同上

4 規模100人未満

4	/У[-]		<u>0人未得</u>	<u>"</u>		₩40.4	도 4 B 사 III			
\]	頁 目			平成24	年4月分平均)文絎頟	_	
職	種			調査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
1778	,==	•		人	歳	円	円	円		
	支	店	長	_			_ 1,1			
		大	学卒	_	_	_	_	_	構成員50人以上の	
		短	大卒	_	_	_	_	_	支店(社)の長(取締	行政職(1)
		高	校卒	_	_	_	_	_	役兼任者を除く。)	6級
		中	学卒	_	_	_	_	_		
	エ	場	長	*	*	*	*	*		
		大	学卒	_	_	_	_	_	構成員50人以上の	
		短	大 卒	_	_	_	_	_	工場の長(取締役兼	同上
事		高	校卒	*	*	*	*	*	任者を除く。)	
-		中	学卒	_	_	_	_	_		
	事	務音	邻 長	10	52.1	513,780	0	513,780		
務		大	学 卒	8	52.6	484,138	0	484,138		
		短	大 卒	*	*	*	*	*	2課以上又は構成員	同上
		高	校卒	*	*	*	*	*	20人以上の部の長	
•		中	学 卒	_	_	_	_	_	職能資格等が上記 部の長と同等と認め	
	技	術音	邻 長	8	49.4	522,753	164	522,590	られる部の長及び部	
技		大	学 卒	4	48.0	524,381	327	524,054	長級専門職(取締役	
		短	大 卒	*	*	*	*	*	兼任者を除く。)	同上
		高	校卒	3	51.0	487,667	0	487,667		
術		中	学 卒	_	_	_	_	_		
	事		次長	3	58.0	353,854	0	353,854		
			学 卒	3	58.0	353,854	0	353,854		行政職(1)
関		短	大 卒	_	_	_	_	_	上記部長に事故等	4級、5級
		高	校卒	_	_	_	_	_	のあるときの職務代	-1011
係		中	学卒	_	_	_	_	_	行者 職能資格等が上記	
'	技術		次長	2	48.0	470,650	0	470,650	部の次長と同等と認	
			学卒	*	*	*	*	*	められる部の次長及 び部次長級専門職	
職			大卒	_	_	_	_	_	0.即及政场号门城	同上
		高	校卒	*	*	*	*	*		
種	<u>_</u>	中	学卒	<u> </u>	-	-	-	-		
1里	事.		果長	35	49.6	447,197	6,112	441,085		
			学卒	29	51.4	452,699	4,714	447,985		
		短京	大卒	*	*	*	*	*	2係以上又は構成員	同上
		高中	校卒	5	41.2	436,625	15,445	421,180	10人以上の課の長	
	++-	中	学卒		40.4	444 440	15.001	400 500	職能資格等が上記課の長と同等と認め	
	坟		果長	28	48.4	444,446	15,921	428,526	られる課の長及び課	
			学卒	17	47.8	429,872	18,252	411,619	長級専門職	同上
		短点	大卒	4	43.8	438,995	8,270	430,725		
		高出	校卒	7	52.3	482,958	14,629	468,329		
<u> </u>		中	学卒	_	_	_	_			

	項目			平成24	年4月分平均]支給額		
職	種	調査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	事務課長代理 大	人 6 5 - *	歳 40.3 39.2 - *	円 397,608 394,030 - * -	円 5,608 6,730 - * -	円 392,000 387,300 - * -	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 3級
事	技術課長代理 大海 大 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	4 * - 3 -	43.0 * - 43.7 -	639,303 * - 737,067 -	260,303 * - 320,401 -	379,000 * - 416,667 -	課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら れる課長代理及び課 長代理級専門職	同上
務	事務係長	9 5 * 3 -	42.9 39.6 * 48.0 -	369,766 348,699 * 403,855	76,161 57,224 * 107,355	293,605 291,476 * 296,500	係の長及び係長級	同上
技	技術	41 12 5 23 *	43.6 41.7 39.6 45.0 *	442,326 410,320 400,241 464,356 *	117,624 99,942 85,127 130,065 *	324,702 310,377 315,114 334,291	専門職	同上
関係	事務	26 11 12 3 -	42.6 39.5 45.4 42.7	326,832 348,799 330,837 230,266	24,473 24,615 28,054 9,631	302,359 324,185 302,783 220,635		行政職(1) 1級、2級
職	技術	28 10 4 11 3	35.3 31.6 35.3 33.5 54.0	391,534 412,357 341,517 372,632 458,120	117,066 140,167 82,293 115,340 92,759	274,467 272,190 259,224 257,292 365,361		同上
種	事務	107 28 48 30 *	37.5 36.5 37.8 37.6 *	257,137 295,521 250,129 236,317 *	14,700 25,876 10,311 12,674 *	242,436 269,645 239,818 223,643 *		同上
	技術係員 校 学大校 高中	175 51 19 96 9	32.8 33.2 30.0 32.4 39.6	316,245 299,301 309,983 324,951 323,385	66,445 49,742 53,752 78,073 54,546	249,801 249,559 256,231 246,877 268,838		同上

その2 給与比較の対象外職種 規 模 計

項目				平成24	年4月分平均		
職	種	調査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考
技能		人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手
•	電話交換手	_	_	_	_	_	を除く。
労務関係職	自家用乗用自 動車運転手	_	_	_	_	_	
関係	守衛	_	_	_	_	_	
職種	用務員	2	59.7	469,390	3,484	465,906	
	大学学長	_	_	_	_	_	
	大学副学長	-	-	_	_	_	
	大学学部長	4	64.3	760,863	0	760,863	
教	大学教授	34	58.8	674,944	0	674,944	
育	大学准教授	22	51.1	513,502	0	513,502	
関	大学講師	15	38.3	403,240	0	403,240	
	大学助教	8	37.9	348,646	0	348,646	
係職	大学助手	*	*	*	*	*	
種	高等学校校長	*	*	*	*	*	
作里	高等学校教頭	3	54.0	735,303	0	735,303	
	高等学校主幹 教諭	_	_	_	_	_	
	高等学校指導 教諭	_	_	_	_	_	
	高等学校教諭	60	43.3	523,726	0	523,726	
	研究所長	2	48.5	640,000	300	639,700	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研	研究部(課)長	75	51.8	689,057	772	688,285	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
究関	研究室(係)長	80	51.3	575,085	0	575,085	構成員3人以上の室(係)の 長
係職	主任研究員	107	45.2	572,138	80,326	491,812	下記研究員より上位の者
種	研究員	234	33.7	389,228	56,121	333,107	
	研究補助員	64	27.6	307,876	57,465	250,412	

項目				平成24	年4月分平均	J支給額	
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考
		人	歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師5
	病院長	*	*	*	*	*	人以上
	副院長	_	_	_	_	_	上記院長に事故等のあるとき の職務代行者
	医科長	13	48.2	1,387,013	77,883	1,309,130	部下に医師又は歯科医師1 人以上
医	医師	5	38.2	969,898	82,180	887,718	
	歯科医師	_	_	-	_	_	
療	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
関	薬剤師	14	36.2	291,335	84,166	207,169	
	診療放射線技 師	20	41.4	385,311	81,494	303,817	
係	臨床検査技師	21	45.8	331,770	33,209	298,561	
職	栄養士	15	33.5	272,755	26,056	246,699	
相权	理学療法士	10	38.0	322,257	47,987	274,270	
種	作業療法士	4	29.5	246,587	16,135	230,452	
	総看護師長	2	60.5	405,925	3,635	402,290	部下に看護師長5人以上
	看護師長	21	44.2	404,107	60,898	343,209	部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看護師	68	40.4	358,337	58,899	299,438	
	准看護師	19	45.9	313,085	18,998	294,087	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

7F 17					(十二元・/0)
項目	採用あり	採用あり 初任給の改定状況			
学 歴		増額	据置き	減額	
大学卒	49.0	(14.4)	(83.8)	(1.8)	51.0
高校卒	24.6	(28.7)	(71.3)	_	75.4

- (注)1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 - 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制度あり	79.9
制度なし	20.1

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配偶者	15,244
配偶者と子1人	22,002 (6,758)
配偶者と子2人	27,914 (5,912)

- (注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。
 - 2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
 - 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参考) (単位:円)

		(十三:11)
	配偶者	15,300
市職員の現行 扶養手当月額	配偶者以外の扶養親族	6,800
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

	(平)近: /0/
支給の有無	事業所割合
支 給	65.0
借家・借間居住者に支給	(98.2)
自宅居住者に支給	(77.7)
社宅居住者に支給	(11.4)
その他	(4.7)
非 支 給	35.0

⁽注) ()内は、支給がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第16表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務•技術等従業員	技能•労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期(A1)	383,416	273,529
(単位:円)	上半期(A2)	385,153	272,758
特別給の支給額	下半期(B1)	784,004	525,223
(単位:円)	上半期(B2)	756,135	520,173
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.04 月分	1.92 月分
がが飛び入和部立	上半期(B2/A2)	1.96 月分	1.91 月分
年間の平	均	3.97	月分

⁽注)1 下半期とは平成23年8月から平成24年1月まで、上半期とは平成24年2月から7月までの期間をいう。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
係 員	6.1	21.7	1.9	70.3
課長級	5.0	17.4	1.9	75.7

² 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、3.95月分である。

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

							(十二,70)
項 目 定期昇給 制度あり 定期昇給実施				定期昇給	定期昇給 制度なし		
役職段階	1117/2007		増額	減額	変化なし	停止	11/1/2/40
係員	81.2	79.1	15.3	7.3	56.5	2.1	18.8
課長級	48.4	44.3	9.5	2.8	32.0	4.1	51.5

⁽注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

項 目 役職段階	昇給制度 あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度 なし
係員	83.9	(44.2)	(80.3)	(66.8)	16.1
課長級	54.4	(36.6)	(74.9)	(61.3)	45.6

⁽注)()内は、昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第20表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

		(十1年・/0/
項 目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 	59.2	40.8
課長級	50.7	49.3
部長級	48.6	51.4

第21表 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	23.6
転籍出向	3.2
希望退職者の募集	3.8
正社員の解雇	0.7
部門の整理閉鎖・部門間の配転	7.8
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.7
残業の規制	14.6
一時帰休•休業	5.2
ワークシェアリング	-
賃金カット	2.4
計	34.3

- (注)1 平成24年1月以降の実施状況である。
 - 2 項目については、複数回答である。
 - 3 「計」欄は、何らかの上記措置を行った事業所の割合である。

第22表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位:%)

		(<u></u> 半江, /0)_
項 目 役職段階	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
係	6.9	3.1
課長級	6.7	3.9

⁽注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれか を実施した事業所の状況である。

第3部 労働経済指標

第23表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成24年4月)

						\ 1 /-	<u> </u>
費目	世帯	[人	1人	2人	3人	4人	5人
			円	円	円	円	田
食	料	費	27, 840	38, 800	48, 760	58, 730	68, 690
 住 居 	関係	費	54, 830	58, 280	53, 560	48, 840	44, 120
被服	· 履物	費	5, 690	7, 870	10, 150	12, 420	14, 700
雑	費	Ι	30, 350	54, 270	70, 940	87, 610	104, 260
雑	費	П	8, 600	24, 620	26, 710	28, 790	30, 870
	計		127, 310	183, 840	210, 120	236, 390	262, 640

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2~5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成24年4月の費 目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、 「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額 に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ 次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

被服・履物費 …… 被服及び履物

雜 費 I ------------保健医療、交通·通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ -----その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

第24表 労働経済指標

年月											
項	目					1)1	単位	4月	5月	6月	7月
賃金	全国(調査産業計		金額	千円	293.1	288.6	292.5	291.9
			きまって 支給する		加 旦 注 未 印	前年同月比	%	△ 0.9	\triangle 0.6	△ 0.2	\triangle 0.1
労	規 模 3	給			うち所定内給与	金額	千円	269.2	265.9	269.3	268.2
働時間	0 人				7 . 21/11 VC L 11/H - 2-	前年同月比	%	\triangle 0.6	\triangle 0.3	0.0	0.1
(厚	以上)	総	実労働時	寺間刻	数(調査産業計)	時間数	時間	152.1	142.2	155.1	152.5
生労			うち	うち所定外労働時間数			時間	11.8	11.2	11.5	11.9
生労働省毎	神奈			調査産業計		金額	千円	297.1	293.8	296.3	296.5
	川県		まって 洽する		加上 上水町	前年同月比	%	△ 0.8	0.1	△ 0.2	0.0
月勤労統計	規模		名 与		うち所定内給与	金額	千円	271.4	269.3	270.7	269.4
計 調 査	(3 0 人以上)			J. DIDI ACE I MA		前年同月比	%	△ 0.5	0.7	△ 0.4	0.0
(金)		総	実労働時	寺間刻	数(調査産業計)	時間数	時間	145.6	138.1	147.6	145.0
			うち	ち所定外労働時間数		時間数	時間	12.3	12.1	12.4	13.1
 生	家計	消費支出 (二人以上の世帯		全国		金額	千円	292.6	276.2	265.8	280.0
生 計	調査(7			前年同月比	%	△ 2.5	△ 1.6	△ 3.9	△ 1.9
費	総務			Ш	崎 市	金額	千円	320.0	278.3	279.7	332.1
	省					前年同月比	%	△ 19.6	△ 9.7	△ 14.6	3.5
物					前年同月比	%	△ 0.4	\triangle 0.4	△ 0.4	0.2	
/##	(総合	`指数、	総務省)	川崎市	前年同月比	%	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	
	価 国内企業物品			6指数(日本銀行)		前年同月比	%	1.8	1.6	1.9	2.2
	常用原	雇用指	á数(調 了	<u></u> 全産	業計、厚生労働省)	前年同月比	%	0.0	△ 0.1	0.0	0.0
 雇 用			倍率		全 国		倍	0.62	0.62	0.63	0.65
生生	()=	(厚生労働省)			川崎市		倍	0.38	0.35	0.34	0.36
産					経済産業省)	前年同月比	%	△ 12.7	\triangle 4.6	△ 0.6	△ 1.7
	朱	製造	₹ 造 工 業 労 働 生 産 性 指 数 (日本生産性本部)			前年同月比	%	△ 10.8	△ 2.1	△ 0.9	△ 1.0

					平成24年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
290.4	292.2	293.9	293.4	293.7	287.6	290.3	292.5	293.0
△ 0.3	0.0	0.2	0.2	\triangle 0.1	0.0	0.5	1.2	0.8
267.3	268.8	269.1	268.2	268.5	263.4	265.7	267.7	268.1
△ 0.3	0.1	△ 0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.4	1.1	0.3
148.4	150.4	150.0	152.1	150.1	140.9	151.4	152.6	153.6
11.4	11.9	12.3	12.3	12.7	12.0	12.3	12.8	12.7
293.3	295.5	301.5	297.0	300.6	295.8	293.6	299.1	296.5
△ 0.8	0.1	1.8	0.3	1.1	△ 1.3	0.6	2.8	0.5
268.1	269.2	273.3	268.1	271.4	268.1	269.3	273.7	270.3
△ 0.4	0.0	1.4	△ 0.1	1.1	△ 1.7	1.4	3.1	0.3
137.2	142.7	144.2	146.1	144.5	136.0	143.9	146.1	147.3
12.1	13.4	13.6	13.9	14.7	13.5	12.4	12.6	12.9
282.0	270.0	285.6	273.4	328.1	283.1	267.9	303.8	301.9
△ 3.9	△ 2.0	\triangle 0.6	△ 3.8	0.3	△ 2.1	2.7	4.1	3.2
299.0	338.0	287.4	279.8	328.8	320.3	313.9	316.8	320.3
△ 10.0	11.1	△ 13.1	△ 11.0	△ 9.4	△ 3.5	6.7	2.7	0.1
0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	0.1	0.3	0.5	0.4
△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.2	0.2	0.5	0.5	0.4
2.2	2.0	1.3	1.3	0.8	0.3	0.4	0.3	\triangle 0.4
△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.2
0.66	0.67	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79
0.40	0.45	0.49	0.50	0.51	0.51	0.53	0.55	0.51
1.6	△ 2.4	0.9	△ 2.9	△ 3.0	△ 1.6	1.5	14.2	12.9
1.2	△ 2.3	0.6	△ 3.2	△ 3.7	△ 1.4	△ 1.6	10.3	9.5